

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

JAPAN

TOSHIBA

貞丈雜記

九



ワ3
6188
9



貞文雜記卷之九

圖書

- 三真相應之書
- 互ねり文之書
- 捻文上包紙よりくらべて二子書
- 小文禮紙之書二子圖
- 結狀之書二子圖
- ほ内書二子教書二子圖
- 奉書二子圖

雜記九

目一



- 勘文の事
廻状書
七枚起請
真名草名
箱曲木上事 圖
貴令状目添木の事
弓弓の手代 矢 片苗字
小活名
吉武多文字の事
香真香典
小活名
申狀初差狀二差狀
太刀目添寫文書
同添料找之手
馬代目添書寫法
過書之手
候之字
肉射狀
後文手形之手
署列

一封大な事

少すくなり服ふく

返書かたしょ替かわ文字

出家じゆげ死しこ

秋書あきしょ外題

乞索壓ぎさくあつ狀

一步波引波引身

一書令啓一掌令啓

自定じてう事こと以よ字じ

狀じょう止し可こ七段

上布じゆふ事

宣傳せんてん急きつ文もん

除重じよじゆう文もん

上久じゆく事

肩書かたしょ事

右筆うひ事

下馬げま九く始

以よ久く文

一封おほ九く始

裏書うりしょ事

月出度つきで九くの事

進物類しんもの部

七獻しちけん引出物ひきしゆつ事

城殿包じやうでん事

上所服じゆふく重言じゆうごん事

女房めらう一いっ身

弓征ゆき矢や二張によ同深書法

硯水承じゆすい之の法

白狀しやくじょう急きつ狀

公帖こうじつ事

宣傳せんてん急きつ文もん

除重じよじゆう文もん

上久じゆく事

貞丈雜記卷之九

伊勢貞友

門人

千賀春城

校同

書札之部
一書れよ三ちん相應とする所り三ちんの文言を真よ
もとく、うやまゆ、文字を真よもとく、サシヨモトク、モジヨモトク、
真よすと、あてのまわ、此二きの物くるを三ちんお應とひよ
拂ハざれハ相應よ行草キラフウ、行草よけ心を用ひよ
應よもれあり

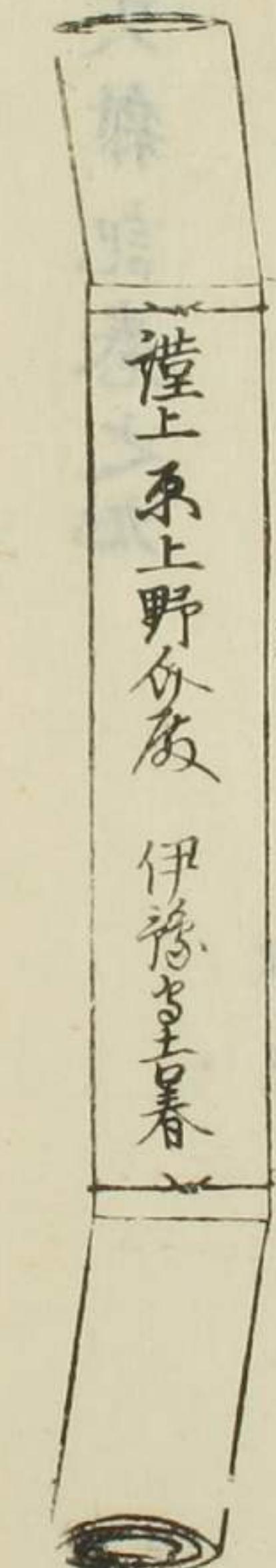
雜記九

一 美物の事
一 荒物 荒唐
一 進物水引結物
一 ういも巻の葉
一 奥海川の車
一 馬代も車
一 進物小袖の事
一 馬進馬引添の事
一 太刀馬進上
一 千鯛進物
以上

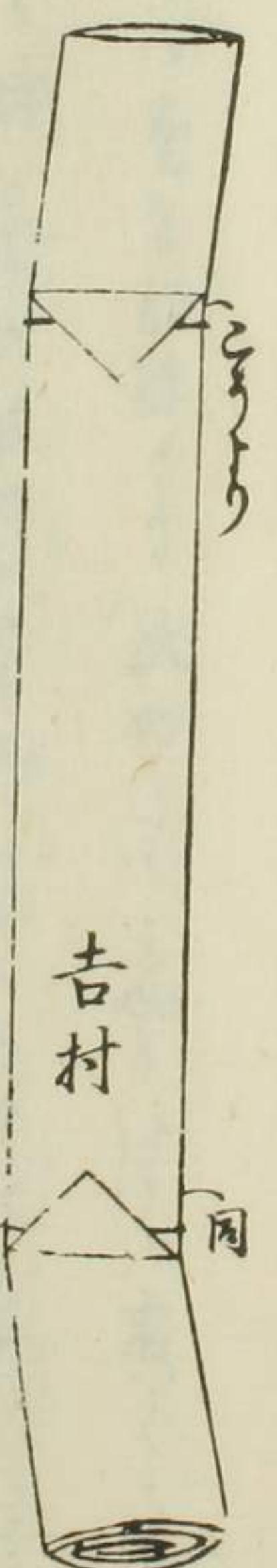
明月記云七月一日
早且窈窕等乍
書載檻紙在裏紙
副書狀以號立文之
奉二品云々

書札條云杉原
重上卷橫一枚
立文ト云是ハ本式
書狀也年頭等ニ
此

一式の立文と云ハひ被りて先書狀を書きそよ上を別の白紙
にて巻くことを禮紙と云承れ残の上を又白紙を包て
包紙の上下をそよ状より餘りかきをまちづへば丸へおり
右へおてねうらの方へ折る禮紙ハ襷上書の時ハ等草
あり 状と別の紙を角の進上書の時ハ上草より友紙を用
ゆゑ 友紙とハ状、同シ紙又襷上進上と書く法
あらば封メをかくぞ襷上と進上をかくぬ状とハ封メを
メ以沫書表老捨紙左のどを一



表



同

寃不出様もすれのゆより今時のせゆり支ハ所をう捨

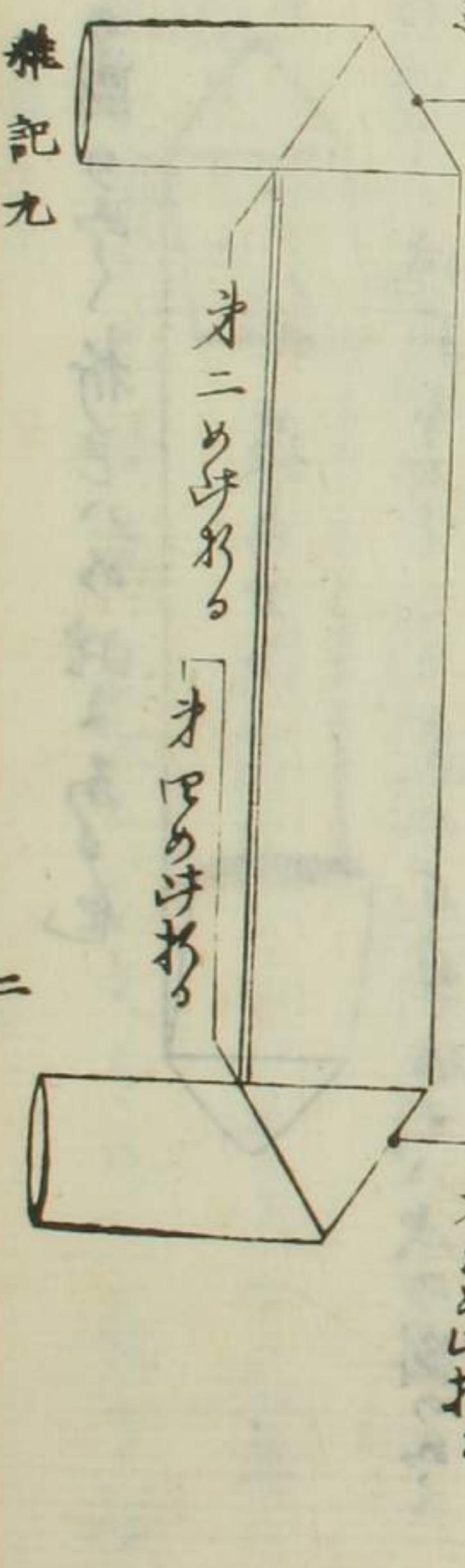
又禮紙表卷も古の法とハ大あれ遠也

○ 表老捨紙と圖一枚紙を横にそよて書く

上下餘りかきひねる

是より下状のまゝ
ありあまらかせ

表の方



是より上状のまゝ
金手をさす

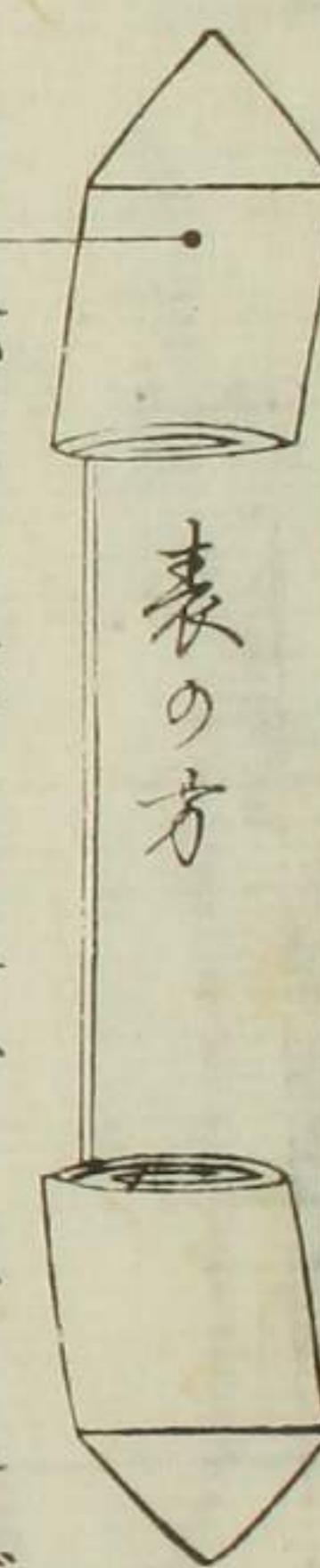
オ一まちのひよ折る

オ二まちがる オ四つ折る

オ三みほおる

ニ

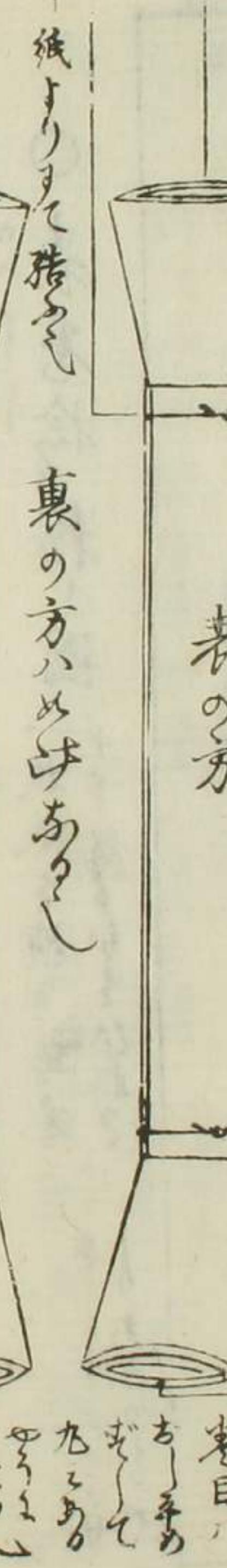
右の図の如く折りハメサム也



「は所を上下とも裏の方（お返せ）バ次の図の如く

上方を用バ

下を用シ



裏の方

表の方

差目

右のうへ毛をひねりて状の如くとすばく廣くされば
毛被り時上本の底乃ちくひき毛をねりてみたれ
あり杉木の状あるハ大津状の巻くるもとすみる
はくのよとす

一切ねりぬるひねりて書れ禮節云たて文ハ上短く
下長くむねりべ一女房文ハ上長く下みどりて捨る
卷くすりてゆるやかに不可省ミ又剣形^{ハニヤウ}不
可とめ重うハ阿あくつとくとくありべ一云く剣形
とくふら下ハ女の方へ玉簾秘傳故云普通の立簾^{ハニヤウ}
上短下長捨^ス也女房へ毛を立文をハ上長下短

一 是故實也は事無を古人考へるを知足院歟よ
ア 美福門院へ進みやうと書文上長く下短く捨目
臺えりひづくら

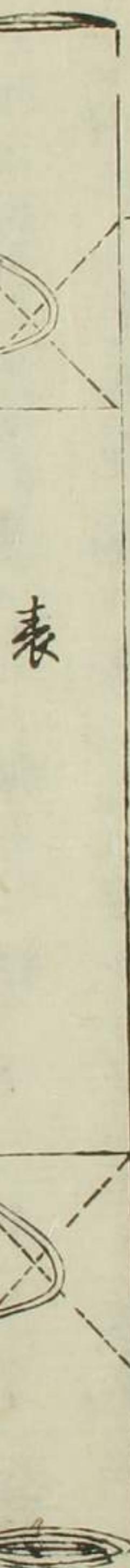
一 蓬上書スハ上巻引の紙也進上すまへうじ巻ハ友紙也
最初記まぬ一友紙もうじ巻も紙のうじ巻も
短くてわねくとぬく依て友紙の上巻の時ハ状をまく
料紙をうわせの紙もくらべて上巻の残りひねら
そがのうけふ状を出へま料紙のたりをみづく
切つりてかく巻へ状のこぎひきハナマニ巻もま
へれども

一 檜文の上下を残りと結ゆる有口付トレ夏順の記
よ見くは口付ハ紙よをまく廻してすむじよを
結ぶ時上の弦びハ残りの端を我おの方あるを左の方
の端よけで結ぶ小袖の上ざえを上まちがへタの手
は結ひハ我左の方の残りめを右の端よけで結ぶ
左すよかく是上ハ陽トハ陰の心こまむじよて紙ち
の端を切取上方をバニ刀よ切取下の方めハ引持へて
一刀よ切も二刀ハ我がへ向けて切り下の一刀ハトヨク一削
て切るも是又陰陽の体へ上二刀ト一刀以上三刀也

一 檜文豎状の表也 る本名ハ元ねりの紙捨かけ松の園

光大 補正して記せ

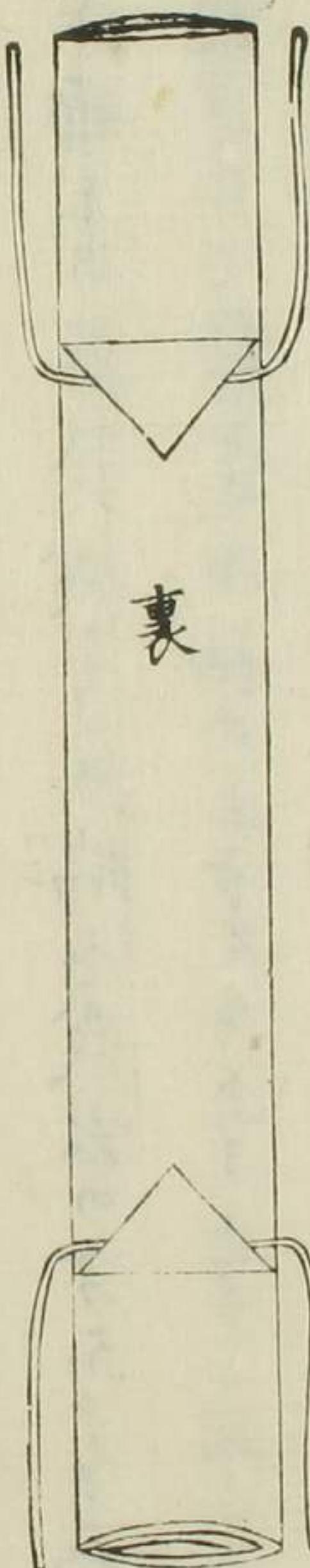
「オ一のお目」



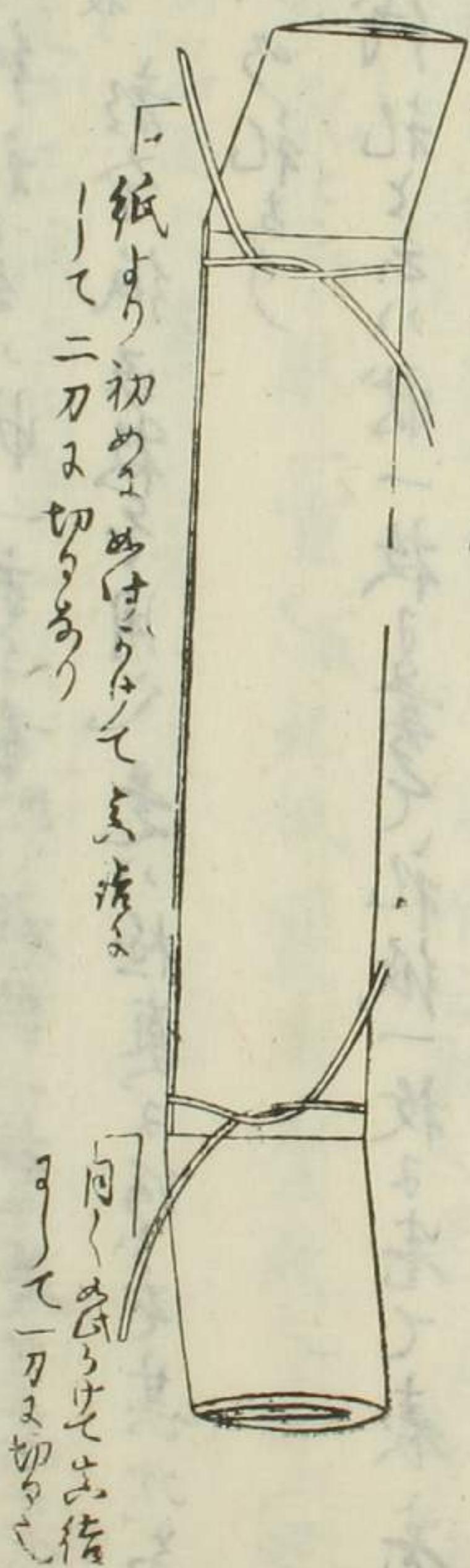
「オ二

紙よりをめは折目よりおこ

右のぬくお目の間ふ紙よりをほそとたみて三
角ある而き状のうらめ方へ折返せばこのぬくある



ね右の紙よりを表もと真緒よりもと正緒である
口傳あり前文よ貞丈翁のひまとたら趣を圖る



「よもす右のよー

本文よれも
タをらいよ
のよハ端作よ
追言上又追申
又ハ追啓あく
書てよ次よ段
本久よれも
手をあくよ
薩戒記よ見う
古ハキよ追考
きよりよハ礼
うよりよ

一書状よらひと云ハ文字を虫残しする白字よをきらひと
ちふ人あり何處よりくらひと云ハ禮紙と書いて状の上を、白紙
とて巻くと、ねまよ上巻^{ウツマキ}とて別の紙と包て宛てと
書くと、先が事り又のよし腰文よもらへてよし書れ無く
聞書よ云礼紙とて左ミハ立文ハ松原一枚よ出でて左上
一枚礼紙ね上巻様よ来て上下をひねりゆ之又こゝ一文も

礼紙ハ三ツを切て巻て表上巻を三つに三つを一卷代

ノ三つを表巻

古紙ノ礼紙五枚

ノ礼紙ナド云
テノ字ヲ入紙
ノ字ヲサルハ俗
ナリ紙ナリ

一禮紙ヨ七紙礼五紙礼三紙礼と云々

○七紙礼と云ハ紙三枚重て状をすまき礼紙二枚表巻二枚
極真の禮、又極志葉葉ヨ云晴礼以一枚裏紙
為禮紙モ文又加禮紙一枚以二枚為立紙初度ヨリ始
嚴重可也此之いふを教合七枚也

古紙問答云
五枚重用裏紙加懸紙以三枚為立紙以上五枚也極限之
林也

○五枚礼と云ハ狀一重書ニ禮紙一枚よ少て表紙を二重
教合紙五枚を用之是ハ極真ヨリ次第其次あり
真の礼も

○三枚礼と云ハ狀一枚よ事で礼紙一枚よ少て表巻も

一枚を横ヨ折て走くくを含ム枚ニ是ハ通例あり
一四紙礼と云ハ狀一重二枚礼紙一枚表巻一枚之と云り说あり
己の名目古書ヨリ元に用廻るべ

一小文の礼紙と云ハ一代三紙の禮紙云々又
キミツヨ切ヨ調シキヨの子ノ時ハ堅紙キミツヨ積リ一ツカ
放リ残ニツヨ模ヨ置ミ一ツカ切放リ放ミツカ可
又云キミツヨ禮紙ヨモ先ヨ古の堅紙ヨテ表
もヨシ松原の時ハ一枚横ヨ三ツヨ積リ一ツカ切放リ
ニツヨ切ヨ禮紙表巻ヨ用ヒニツヨ状ヨ書キヨ上下ヨ
愈る事紙ヨリモ結ムヨ宛不以下上中下常の

堅文より紙の切抜左の餘囲のめ一枚紙をもつて
切て用ひゆ一紙を紙の礼紙とある

きの子の時ハ
みはきうじ

松原の時ハ
みはきうじ

| | |
|----|----|
| 文書 | 表卷 |
| 礼紙 | |

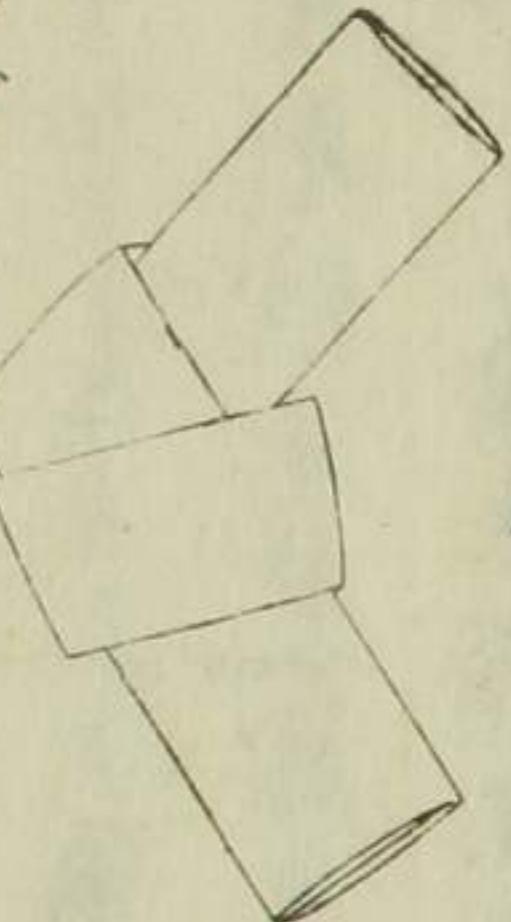
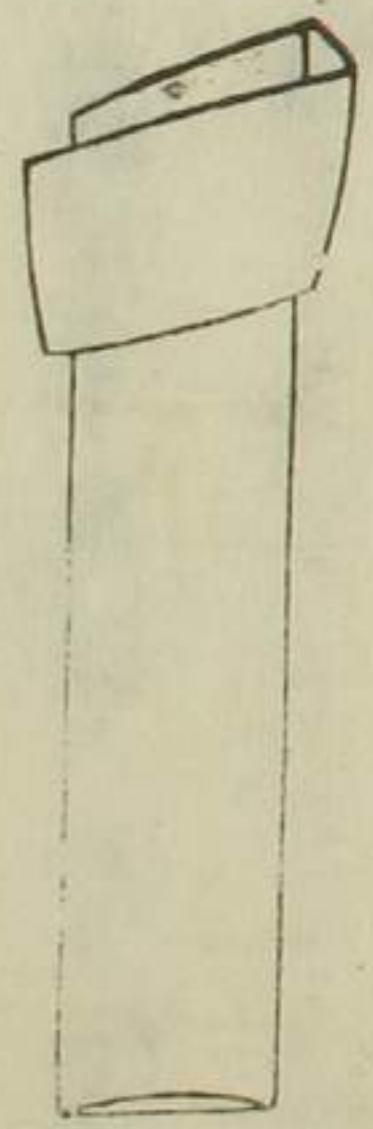
| | |
|----|---|
| 文書 | 表 |
| | 表 |

一小文の多きのよども松原とま切りて謂へ豫りまう
き上先と用ひ松原の時ハ文と多く廣く礼紙のく枝
く切へすがよ大切ハ状のく枝短くある故に上先とあらわ

狭くても能く捺す堅文のく枝隠密の状ハ捺め糊を也
一結び状と云ふ者ハ多き艶書をもハ結びを也古田の春
向付禮俗は結びとひよすをもとく捺す堅文腰文ふ文を
むこうと艶書とハ意の

今兩礼式の結文を並べ
艶書のやうりうる也
古ハ此の状

昔の歌文結び



五章秘傳抄要
細ラ四分斗
懸紙ニハサミ右
サマニニ返卷テ
カケ紙ノ端ニ相
當テ上サマ工折
上テ自下ニ返

一腰文と云ハ今切材ドミ云あく状の上包の端を細くもつて
上の方ハくち残してその細き所として状を毫てあらりを被
み置之但腰文も主文也書れ事ニ云腰文ひよのとあらや

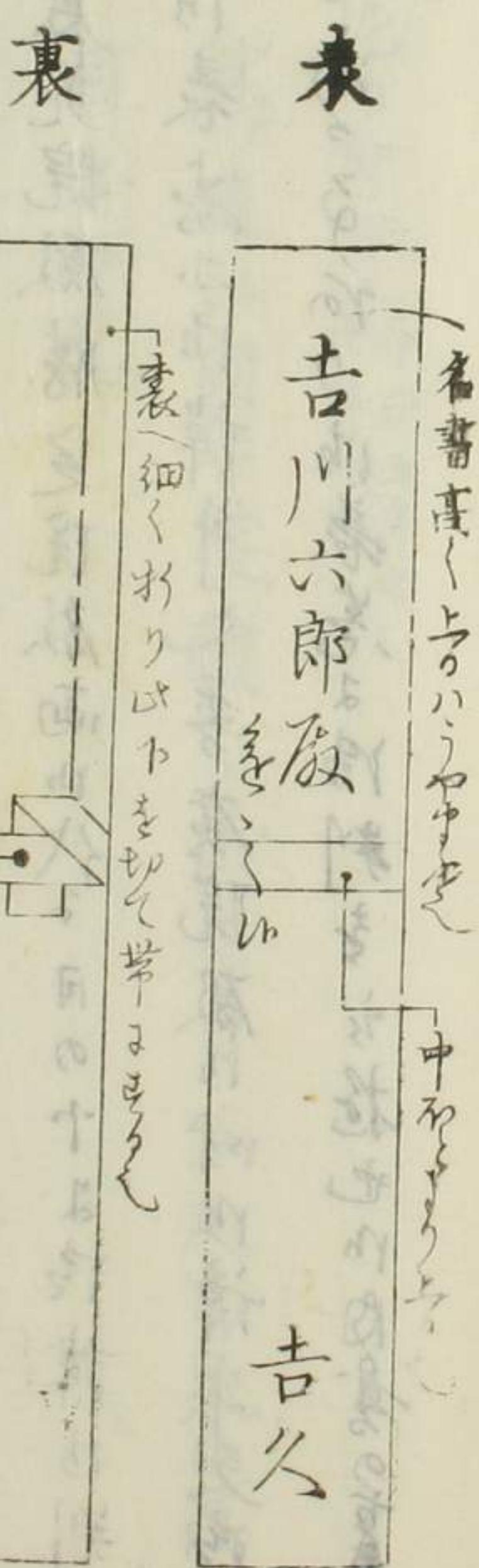
サントヲシテ封
シ紙下際ヨリ
可切シカケテ
封スルコトハ表
儀へ貞丈云
懸紙トハ表卷
ノ下也表ノ儀
トハキットセヌ
時ノ事也

され難^{ハシメ}す云
腰文の礼儀^{ハシメ}
卷の切^{ハシメ}を圖
スル也

一用エジン
オヌシハ
ウタ卷ニ
スル也

上よりヤ一お^{ハシメ}ヒリとみては又それモヤ一引^{ハシメ}と見て又
上よりお^{ハシメ}ひいハ女房久^{ハシメ}用^{ハシメ}ひよみては又^{ハシメ}書札難^{ハシメ}
シテ書^{ハシメ}よ云ひもの^{ハシメ}ひきくとあ^{ハシメ}ハ下^{サド}も^{ハシメ}下^{サド}も^{ハシメ}お^{ハシメ}え^{ハシメ}い
中^{ハシメ}を^{ハシメ}すりも^{ハシメ}よ^{ハシメ}み^{ハシメ}て^{ハシメ}先^{ハシメ}に^{ハシメ}封^{ハシメ}り^{ハシメ}年^{ハシメ}熟^{ハシメ}別^{ハシメ}ハ^{ハシメ}は^{ハシメ}引
手^{ハシメ}を^{ハシメ}取^{ハシメ}て^{ハシメ}之^{ハシメ}先^{ハシメ}を^{ハシメ}封^{ハシメ}付^{ハシメ}メ^{ハシメ}ま^{ハシメ}いづ^{ハシメ}く^{ハシメ}とも^{ハシメ}封^{ハシメ}し
而^{ハシメ}も^{ハシメ}墨^{ハシメ}を^{ハシメ}可^{ハシメ}な^{ハシメ}く^{ハシメ}又^{ハシメ}も^{ハシメ}墨^{ハシメ}を^{ハシメ}引^{ハシメ}ひ^{ハシメ}す^{ハシメ}ハ尾^{ハシメ}範^{ハシメ}也
内^{ハシメ}書^{ハシメ}ハ^{ハシメ}後^{ハシメ}もく^{ハシメ}は引^{ハシメ}ひ^{ハシメ}せ^{ハシメ}又^{ハシメ}云^{ハシメ}こ^{ハシメ}う^{ハシメ}ざ^{ハシメ}の^{ハシメ}う^{ハシメ}い^{ハシメ}ー^{ハシメ}ハ^{ハシメ}す
て^{ハシメ}り^{ハシメ}不^{ハシメ}切^{ハシメ}て^{ハシメ}卷^{ハシメ}て^{ハシメ}極^{ハシメ}上^{ハシメ}毫^{ハシメ}一^{ハシメ}く^{ハシメ}い^{ハシメ}テ^{ハシメ}腰^{ハシメ}文^{ハシメ}ハ常^{ハシメ}ア
文通^{ハシメ}也^{ハシメ}寃^{ハシメ}不^{ハシメ}判^{ハシメ}有^{ハシメ}多官名^{ハシメ}位^{ハシメ}よ^{ハシメ}ー^{ハシメ}ー^{ハシメ}

○腰文の圖をのこと



小文六^{ハシメ}切^{ハシメ}捨^{ハシメ}文
也^{ハシメ}礼^{ハシメ}底^{ハシメ}付^{ハシメ}一
切^{ハシメ}上^{ハシメ}色^{ハシメ}紙^{ハシメ}
枝^{ハシメ}下^{ハシメ}色^{ハシメ}紙^{ハシメ}
内^{ハシメ}書^{ハシメ}文^{ハシメ}書^{ハシメ}文^{ハシメ}
外^{ハシメ}腰^{ハシメ}文^{ハシメ}腰^{ハシメ}文^{ハシメ}
應^{ハシメ}外^{ハシメ}内^{ハシメ}書^{ハシメ}文^{ハシメ}書^{ハシメ}文^{ハシメ}
進^{ハシメ}上^{ハシメ}腰^{ハシメ}文^{ハシメ}向^{ハシメ}紙^{ハシメ}一^{ハシメ}枚^{ハシメ}と^{ハシメ}上^{ハシメ}を^{ハシメ}立^{ハシメ}文^{ハシメ}
す^{ハシメ}は^{ハシメ}白^{ハシメ}紙^{ハシメ}禮^{ハシメ}紙^{ハシメ}
小文^{ハシメ}が^{ハシメ}す^{ハシメ}内^{ハシメ}附^{ハシメ}附^{ハシメ}紙^{ハシメ}

まなげに切合て毛の小文の内ハ礼紙ひろさをハすふ計工

はくむく 小文の上毛ハ紙一枚とすもかよ切てひそむとハ上毛よ

内書内教スル

伊勢守方ニテ

洞庭スル故能知

ル也貞順記ニ云

内教去カヨト云

於、信城中勢大輔館、致合戰親類被官余

九

雜記九

案文龙の如

永正五年の
内教書也

就遠江國守護職を係る目万疋並來の件
目出り也

七月十三日 淩判

今川修理大夫と

内教書の跡を長く引く

内教書の跡を案文龙の如

案文龙の如

内教書也

まなげに切合て毛の小文の内ハ礼紙ひろさをハすふ計工
はくむく 小文の上毛ハ紙一枚とすもかよ切てひそむとハ上毛よ
ゴナミシテ 司ひ又事ちをばそくと小文のたけは合もて礼紙ヒタク
一内書も内教書も公方様の内書之内書くは教書の
内書ハ内教書も内教書も公方様の内書之内書くは教書の
二枚ケこのめく
の上毛をひね
うぞしてきれ
と僅言あく
あく出でて完
不出て友途名
案出る
建治行熊卿夜
崔書札れ云將軍
家弓被成云御
教書ト云御内書
九月ノ日アリ

或討死或被^{カミル}癡^{マダラ}之索を神妙^ス殊可^シ勵軍功^ス
之狀^ス件^ス

永亨十二年八月廿八日 洄判

岩城左京亮及

上手^{ミハシ}
只^シ却^シ

濟判

又ハ
出^ハ禪

内封たて文下云
ヨ宗五天双紙
ニアリ捨文^シ
ナリハ内書モ
内封狀ト云
ア心^シ

武難書れ篇^シ云涉判^シ教事^シヤハ松原^シ等^シの事即^シ
調進^シ之^シナリ世^シハ後内書^シ教事^シのうちめを^シテ^シる
人考^シ信説^シ内封^シハ因^シモ^シ孫^シ内書^シ教事^シ
表^シきより給^シは事^シあぐ^シ云^シハ内^シ考^シ内^シも

法教書^シ表^シ内^シ給^シは事^シ法内^シと云^シハ表^シ卷^シの事下を
元^シり^シト^シめ^シて^シ書^シ内^シ封^シも^シ心^シ内^シ教事^シ
法^シの^シと後^シ内^シ考^シより^シま^シす^シ用^シう^シ

一 法教書^シ云^シ不^シあり^シマハ涉判^シ教事^シニ^シハ涉^シ書^シ之^シ教
三^シハ法教事^シはお^シハ教書^シと云^シハ年号月日^シ禪斗方^シ判
す^シてある^シ云^シ涉^シ書^シ之^シ教事^シと云^シハ年号月日^シ禪斗方^シを
之^シシテ教事^シ斗方^シ作^シと云^シ公方^シ様^シ言^シ通り^シ
簽^シ領^シより調^シて書^シ生^シ之^シ奉^シの字をと^シて^シあ^シハ執達^シ件^ス
ふ^シく書^シ之^シ教事^シと^シ斗^シ云^シ之^シ品^シと^シ公方^シ様^シより^シお^シ
ヨリ出^シス^シハ奉^シ行^シ、^シま^シト^シ云^シ、^シ筆^シと^シ云^シ
筆^シと^シ云^シ

一小文コノミの内ナカニ書シテと云ヒトシテ何ナニモ公方様ムカシヤマサの内ナカニへされ候スルと云
小文コノミハ切カツ手ハンド又アリ取ヒムク也マサニ押折オフシタシハサシハサ思シムかシム店テン内ナカニ
又アリは小文コノミをハあリおシメてシテ小文コノミの内ナカニハ上アベ下シモをハおシメてシテ捨スルとシテ

一奉ホウ書シヨと云ヒトシハ公方ムカシヤマサの上アベ意エニをハうケ詰シメとシテ記メモをハおシメてシテ書シメくシメ

まサマの名メイのやハる事モノの字シガをハかシメたシテハ後アフタ河カワも義ギ村ムラ奉スル

あリく書シメて奉スルの字シガうケたシメたシメとシメ

一法ヒツダシト文シヨハ政マサコロ所マサコロよりマサコロまサマきマサキやハス状シナガ也マサニ文言ムカシヤマサの始ハジメ終アツメ下シモとシテ云ヒトシまサマ

書シメやハづシメくシメ城シヨウえシメとシテ古マサニきマサニ業ヨウ文シヨウをハのシメー

鎌倉頼經筆將軍家政所タガミ下シモ 尾張國長岡庄住人タガミ

補ヒラカル任シテ

地頭職事シテ

前近江守信圓士師シメ

右人ムカシ久兵亂コウボウラン宇治河鋤鋒ヒサツホウ之ノ勸賞豐浦ヒツブ庄シヤウ可ハシマリ爲スル
被カバ職シヨウ之ノ狀シナガ所マサコロ作シメめシメ件シメ以下シメ

文曆二年七月七日

案シヨウ主シメ左近シマウナウ將曹タガミ菅原

知家事シメ内シメ舍人シメ清原

令充徳門少尉藤原

別當相模守平朝臣

武藏守平朝臣

右案文ムカシ本シメ卷三十シメ見シメうケ外シメ來シメ文シヨウ多シ一シメ本シメ文シヨウ
乱ムカシ本シメ信シメ綱シメ宇治川ヒツブの先陣シメ勸賞シメ豊浦ヒツブの庄シヤウ可ハシマリ爲スル
被カバ職シヨウ之ノ狀シナガ所マサコロ作シメめシメ件シメ以下シメ
門シメの法ヒツダシト文シヨ也マサニ其シメの庄シヤウの便シメ人シメ有シメ西シメ北シメ信シメ綱シメ庄シヤウ
地シメ職シヨウ之ノ作シメめシメ肯シメ可シメ後シメまシメ後シメ也シメ之シメ之シメ也シメ

一勘文カモンと云ハ古例考を以んク又ハ陰陽師日どう方角ある

カソクヘモ外何事も以んケドモを考もテ禁中又ハ

將軍家をもアリまきの勘文と云ふて以んケン久

トモヒル 勘文ハカシニシあれども

カモニトモヒルモ有り

一散狀サンジナフと云ハ廻文の事ニ今時廻狀と云あリ有瀬卷四十

建長五年九日乙酉隨兵事今日被廻散狀書指

七月ノ第ニ

右來ル八月放生會可有瀬社名各帶布衣可認

供奉之狀依作所廻此件

右放生會可有瀬社名各帶可致案向廻廊之

狀依行所廻此件

一廻狀の清書は我名の下云奉の字を以て至る事の多キ
ノナキすもとよむ字ある故作の趣をうけたすもと云事
を但しきハミ君の作の趣をうける内のみ実の後事
も何ぞ有る事云ハ我名は鳥をうけて坐也

一起舊文キシヤウモンうちる小年ホツトを發起して主考ヨウシ清ひ取ヒサシ状
の事ニ三代實源ミサキモノ見る小野春風コノヘが起舊、不意の用心
カスモハ調査ホツサある布を以て保侶ホロ一子領と精袋ホリイバグロとを
作り立たせ申清シムシへ又誓詞セイジを書くべし起清等
神符シムフ一對イチペア神符佛符シムフボフを清ひあり又之佛符ボフ一
の起清文シエイシヤウモンハ慈惠シエイ信より始りへ古今考究集云ホウキウジ卷十
六

賀縁阿闍梨と呼えし人何よりの意趣ありきん無事

僧心を濫行肉食の人とする不実利口をヤマリ

俗ふりき給ていきときて起請文を書て三塔了

叡山ニアリ

被斂せられたり多祠云

若謂令破戒無慙之僧住持天台座主者恐貽孤

疑於先賢方致狼藉後輩者故因茲今對三寶

披陳此事

律ハ法也持律
トハ法ヲタモツ
也佛法ヲタモツ
フテニリ

持律の人よそぞろをや有るむろひとてくらひあつま
けひとそ起請のあつうこれあり

一誓文狀のみ言の内神名をおくホ伊豆箱根西

權現を書く後極阿院貞永元年鎌倉將軍賴經
の時執權北条武藏守平泰時奉行頭令共政ヨリ
せよと連判の起請文を書く阿伊豆箱根の神名を書
貞永式目ノ末ニアリ
載く由東鑑より元亨は相模山謙倉のすあるゆ
モ近きの神名をかくせし例みて他國よりも伊豆箱根
を書く他國もハ伊豆箱根の神名を書く及ハすをよ
あり神名を書くまよ

一七枚起請と云ふ牛玉のくふ起請をまくるを詮解
あくず義經記卷の四佐房義經の付書によす事よ士
佐房ナリハクシよ人のむちうをやひよおひそハ私よハ

トモ云くキスヒはうんがくをひそむと
ヤマセの刺友神ハ祀礼をうけ候すといへばとくに記説文
をとひゆりまへしとひ候とて熊野の牛王七枚よめさせ
三枚ハ八幡宮より一枚ハ熊神を納め三枚ハ土佐房
西神よりもて焼て灰はあとのよきと阿ミこの
義經記ハ義經の時よ書くる物とあらず後よすくわから
と古云あれバ證據とす。七枚記傳牛王を用ひタリ
かくするあるを知庵義經記ハ作者知庵も又神の事も（義經記ハ作者知庵も又神の事も）
一利ノキハシと旧記とあるハ今ノキハシの書利と今ハ印のるをもあと云ふ
事利市利と云ゆけり。市利ハ本名をハ花押と。押字

花押ヲ判ト云コ
上東鑑卷一治
承四年六月廿日
康清歸洛武衡
遣委御事被
感仰、唐信之功
大和判官代邦
道右筆被加御
華并御判

トモ云くキスヒハ實名の二字をつまして草字を以て形を
作り、依て丸の字を二合とも草名と云ふ。二合と云ハ
実名の二字を一つも合て作り前も草名と云ふ。实名
を草字とすれど作り前も草字と云ふ。ハ利の上より實名をつ
くる事無く又實名の下の字一字ばかりをつけて利の
名の二字を以て作り別々形を作りて利ハ利の上より
實名を二字とすれども上の方の字をもうすこし又實
名を二字とすれども上の方の字をもうすこし又實
名を二字とすれども上の方の字をもうすこし又實
名を二字とすれども上の方の字をもうすこし又實

名を二字とすれども上の方の字をもうすこし又實
名を二字とすれども上の方の字をもうすこし又實

風俗あれハ是犯あく世はほんをきこれ判とのよねのやゑ
我作り出して我手にしゆづらうよく書き置て筆勢も
形も墨色も他人の手にそ似やらず。かふもぎるゆへ
あすことあす也今ハ本りやくて墨をもてかす人なり
利の手書きうへあすと道照愚掌より公家門跡より
沙利を草名と作られり親王法親王親王といひ天子のひ兄
親王云号を以て名を何號もは草名のす。は書も。お詔
沙親王ハ沙家と號も成程あり。は草名のす。は書も。お詔
すハさく人の官位よりて被遊す。は書の上位の
表は沙利ある。伎も沙家名とアヤセ。官職難能と云
事。二合とハ名字あきぢかよ。文書と書多き。是は。故實

アキタニ。きの名字利あきぢかよ。二合と。沙利ハサアねあす。
官をうきそそりや。ハ事。假令在大臣二合。持大納言二合
又父より子ホノカ。又家。僕。半。状。ハ宦。を。で
た。二合と。そり。ま。他人。よハ。う。す。ち。是。ハ。久。家。冗
ト。輩。へ。事。を。收。め。お。を。そ。し。て。文。書。と。書。て。送。ら。る。
を。云。て。二。合。と。書。く。心。ハ。判。と。ち。り。と。云。心。り。と。書。く。判。を
き。て。二。合。と。書。く。心。ハ。判。と。ち。り。と。云。心。り。と。書。く。判。を
す。れ。て。武。あ。と。ハ。二。合。と。書。く。人。よ。半。ま。よ。ハ。久。家。冗
一。花。押。アラ。の。字。判。と。云。ハ。利。の。字。ハ。二。合。と。書。く。よ。む。字
か。り。花。押。を。以。て。我。出。る。物。人。の。書。く。わ。を。附。よ。り。う

ある故判と云也我々人とを是つて有りて今印乃
牛をもおと云是も右同意也判斷の意也

一押字花押草名二合二別の字有記これと委しくから

さる御記したのみ

○押字と云ハ名象の字を草と畧して自かくのちよ
用ひる事多く見る○右の押字は二合二別の品なり
二合と云ハ名象の二字を一つに合せ作りする事多^シたゞ^シハ
名象通方あくば五^五タメキナリ^{タメ}○二別と云ハ名象の上ア
字を常の字形と書いた時の字形を草とやうして作る
たゞハ名象通方あくば通方^ムは無し○危押と云ハ名象

字を不用して別の人との辨りよりて草木の花葉禽獸
物を外何ありとも其形を押字のめく作りて用ひる云花と
云ハもあやうと少く似て俗よほじだてあり心こきとくす
水鳥 桃 也^ハはれ人との巧よき處て品の形ありべ
也^ハ世地ト人のお刺名象の字をか用ひて色々の形をす
くもも押の形と見るハ五五 也^ハおのれ花押の形あり
押字はあらず ○草名と云ハ名象の字を甚畧して
草ぬあらむ 我ハあらと人ハよりぬ御よやうもある
押字花押とハ又別ありされど押字花押のみ我^ハ
あらむ用ひる古書の文書の中よし

ぬけ来るあき見の季継とひ名号をひきうする
毛筆ばかりあて人へよまれぬ程す處へしむ也

惣書道例カキシの書カキシの字を押字と花押の草名とよ
りあつて(つゆなはい)どもかくばくと附カタのめ
差別あり押字花押草名の二つづれを用カタとす
人の姓と併せて多くの御マサニづきの用カタの
それへ何とも用カタと人の偽マサニづきのあざき肝要とす

一 我名判ガナバン、弘安礼節カウエンリツの趣セツハ一官姓名カムイメイジン二官判カムイハシ三

書カタて判カタをせし名カタニよ名字カタ姓カタ名カタ官カタ姓カタ四官判カムイハシ官カタ名カタ姓カタ不カタと判カタをせし名カタ姓カタ名カタをせし不カタと作カタるねカタ名カタをかくべきを略カタとす代りに判カタを書カタ

暗義カクイ

用カタ多カタ五と二合カタと書カタ二

友のやよ二合カタと書カタ大納言二合カタと書カタ

武家書カタの法式カタハ弘安礼節より出カタ弘安八年カタ定カタり公家
公家の式法カタと宦位の高卑カタよりて定め旅カタハ武家より
主カタを修カタハ用カタひぐさきカタこれよ准カタじて書カタくすカタ武家より
弘安礼節カタハ不用カタといふ說カタあり主カタを用カタして准カタじて用カタす
一公家よりて自筆ヒツと名カタの字カタをかく代カタとすカタ別カタの名カタを草カタ萌カタて
署カタと花押カタと名字カタを書カタくカタて判カタをかくカタ花押カタとすカタ
武家よりて自筆ヒツと名カタの字カタを書カタるカタ判カタと書カタす

美を書くを以て被授とすれば、判を書くに重んじて
名を書くが如く、は取て是を家武家の相送也

一後代世の風俗焉く成るを偽あり。世の人ねらうとがひ
かくありしよ候て名ばかり判をうつして被授するを
とあゆひて判の上に名を書く者を名ふや。あきらめて
取るを内せすてはそれとても猶まびとあゆひて名を書く
との傍よ字をあきらせて而をもせりとも終たらずして誓詞

一真名草名ノ事吉部秘訓抄第三云報牒可加草名近代
眞名也又云吉書署事中少辨次第云内案加眞名正文加

官職難儀云體別
判ヲ草名ト申也
名乗ノ二字ヲ崩シ
テ草ニシタル物也仍
テ草名ト申が本ナリ
○名乗ヲ書クヲ真
名ト云判ヲ書ク草
名ト云他文書ノ本
文ハ他筆ニテモ真
名草名ハ必自筆
ニテ書名草名略
儀也本式云真名
書也

草名、と見こり報牒ハ状の返事へ吉書と、正月吉日と
諸国の鑑を給りて不動倉と、藏をひそんと奏
聞する申文也。その文と連名をくわを署して、もう真名とハ名乗を
書く也。草名とハ判をちくく内案とハ内くの素文と、正文とハ本紙の
事より表むべへ出で去り。

二字を奉るゝと云々又名薄と云々古今著聞集と刑部丞義光
ウ六條修程大父顕季と云々二字を書くと云々又十訓抄
民部卿文範が餘慶傳と云々二字を書くと云々江談抄
も二字を書くと云々二字と云々我名乗の二字のと云々だ
人と何よぞお傷して論はずれど、すよ多大の歸服
をさぐ時ももあらず、二字をみてをりて密巖上人行狀記
云々六條判官源為義二字擎上人狀云

爲義 是二字
ナリ

保延五年己未六月十日 正六位廷尉源朝臣爲義
右の文本朝俚諺又引たり

一名簿といふも右の二字の多書付云 薄ハダナリ 後三年合戰物達
家衛イハシラ がのひと千任チクジン とそひものやぐら北上よまで旅リョウをもむ
て將軍ヨウジン よりゆあんぢが 父頼義ヨリヨシ 貞任サタタケ 宗任ムニタタケ ちくじゆゆ
して名簿メイブ をさしげて 故清將軍コセイヨウジン をくらひありうち力カズ と
ため、貞任サタタケ きうちえてく云ニ 二字ヲ あくと云ひ名簿メイブ を持マツ て
て人のりやアリヤ あくの處カタ のあくアキ まくマク まくマク する時モニタタケ すま
もくモク まくマク たとタト をれて記メル 也

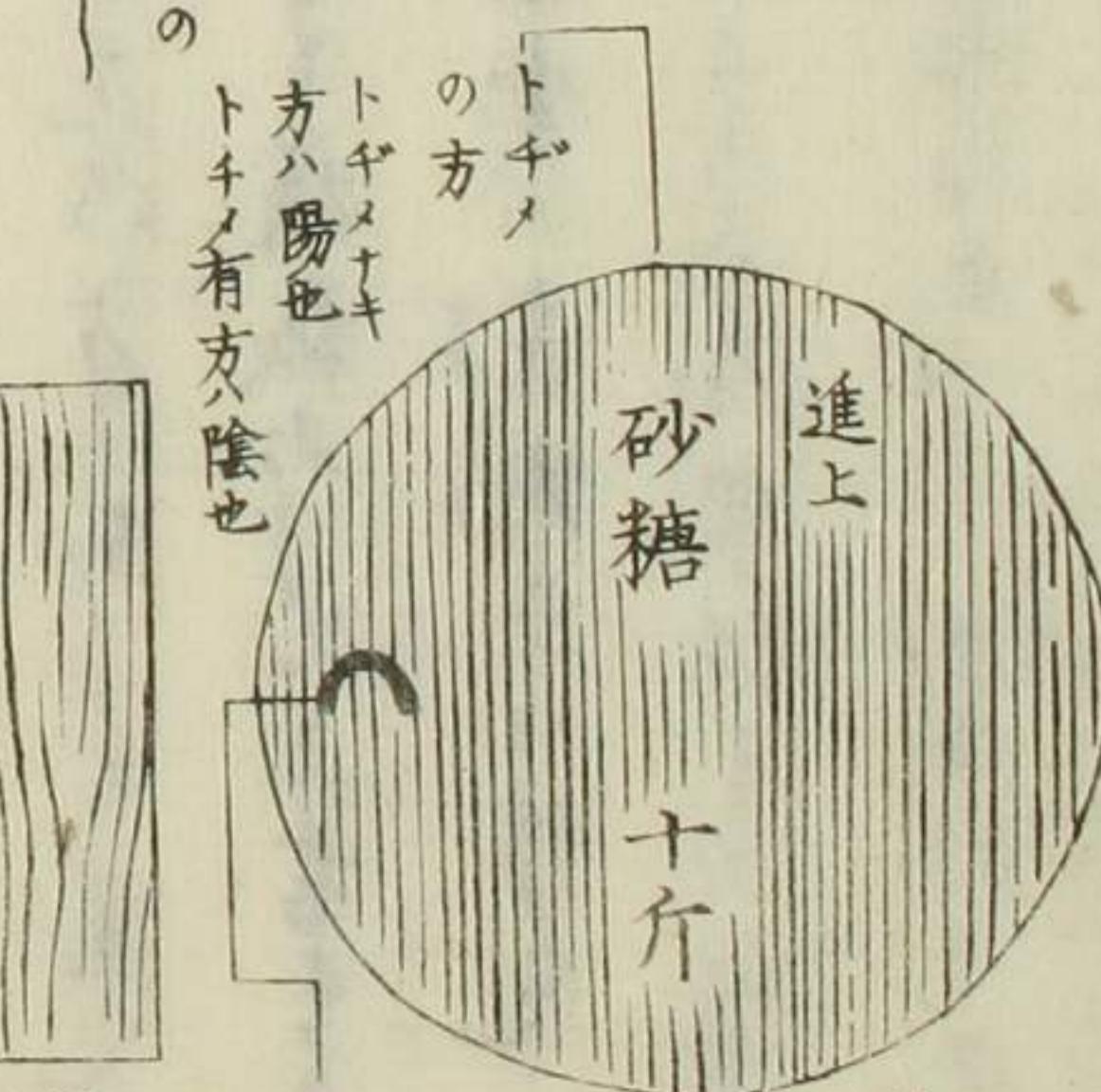
一 物モノ を入メル まよマヨ 上アベ まよマヨ やヤ ての板バン の木目ヒモ を堅タタキ まシテ おオ べベ 一

横ヨリ て書シ くハ焉ハシ むもモ 横門ヨウモン の札シナガ 横板ヨリ て まシテ 跡斜タタキ
去フ 故ハシ 久字カクシ あくるねハ 扱ハシ きハシ ある時ハシ のまシテ 跡斜タタキ
あくアカル あれども長ロハシ きロハシ あねは堅板ヨリ 上アベ まシテ まシテ 箱カタ 横
まシテ 字シ えエ きキ へヘ のたタ の方カタ あア て置マツ て今時ハシ 千翫
箱カタ を初ハシ て何ハシ 箱カタ をも横板ヨリ て上アベ まシテ まシテ 故ハシ 実ハシ
ぬ故ハシ 堪板ヨリ すス が實ハシ 貞衡ヒラタケ の口カタ 也

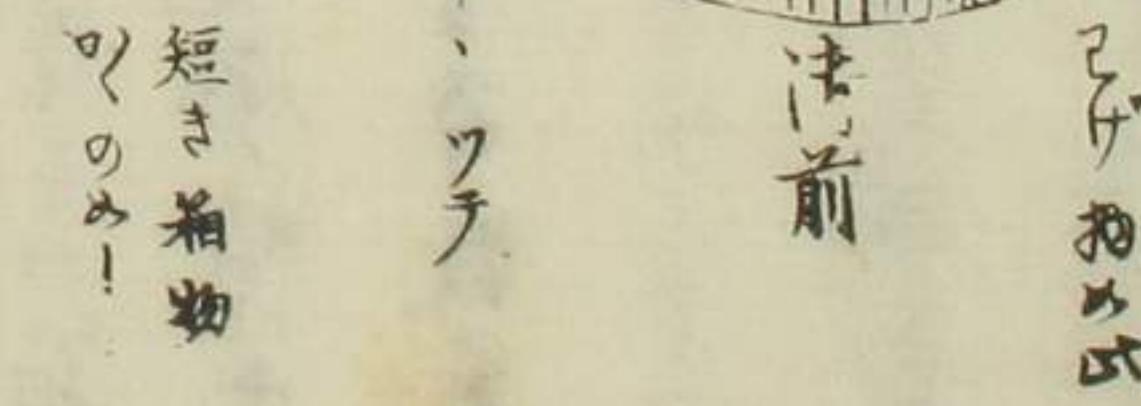
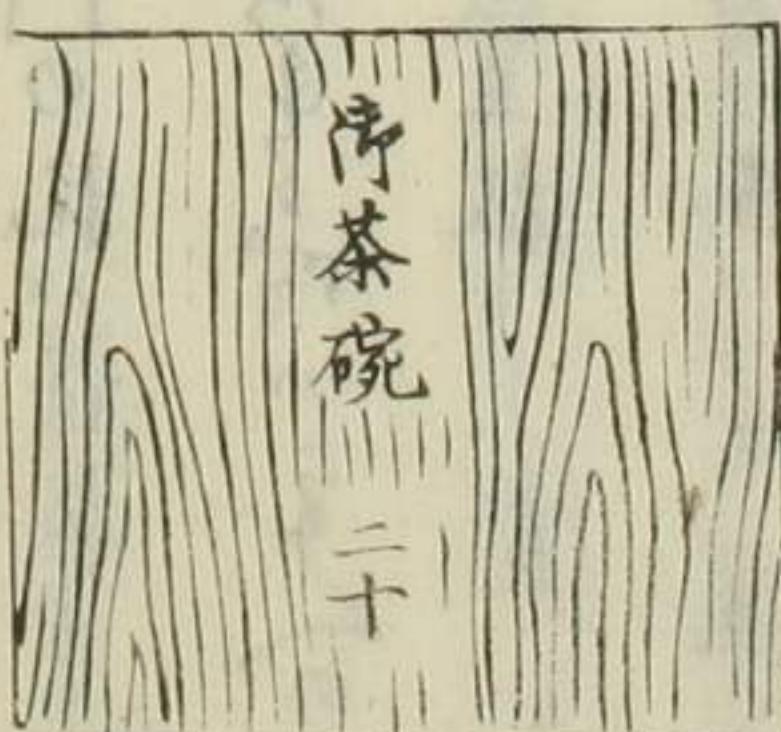
一 こげ油コゲヌリ 入メル まシテ あア とト うりを字シ ひヒ すス まシテ のねネ ひヒ き
我ハシ たタ て堅板ヨリ みミ まシテ かカ べベ とト ちめチメ まシテ 字シ ひヒ まシテ おオ れ
車ハシ 人のオハシ とト ちめチメ きキ けケ ぬ法ハシ あれハシ まシテ おオ みミ まシテ たタ まシテ あア も
るハシ 取ハシ まシテ 味ハシ のオハシ ひヒ くク あア きキ あるハシ まシテ おオ とト 貞衡ヒラタケ の

箱カタ入スル物モノの
一箱イチカタと去
くも桶ハシケと去
のやうイハシケと去
くも豆イモー何ハナ
叢カタと數カタを去
一桶ハシケの量リョウ
の類数カタも去れぬ
ねハシケ量リョウを去
う去ハシケ數カタを去
べさす

口傳カクデンと今イマの世セは人ヒト手ハンドをとトコロの方カタへて檻板カタハシを去
るスル古法コクハを向ムカシす



此時何れも檻板カタハシを去べ
もべて箱ハシケと去スル足タマを去スル
箱ハシケと去スル足タマを去スル



也別よ至箱ハシケと去スル物モノ合ハマせて基シテを作スル（さすり）第一箱ハシケと去スル
の上事カタハシと去スル又一曲カタハシと去スル今イマ世セと去スル（ハシケ）
也一箱ハシケと去スル第一箱ハシケと去スル一曲カタハシと去スル（ハシケ）
叢カタと去スル物モノの數カタを去スル（ハシケ）

一文書モニシヨと書スルまれの回記カタハシあるハ書狀カタハシと去スル誓約カタハシと外用カタハシ

書きねりゆく

一消息シカツガフとハ書スルまれのゆく人の安否カタハシと去スル又用カタハシをうこ
先カタハシの人ヒトいもすカタハシてひの肉カタハシや毛カタハシのぬカタハシをすカタハシ狀カタハシをつカタハシべカタハシて
人の安否カタハシをもカタハシ又用カタハシをうカタハシしてひゆうカタハシのあ思カタハシを消カタハシ

一息ヤハラギりひあり

歌書カタハシあまハ

一書物カキモノは一何トトコと一ツ出来ハタチハ箇カタ條モリ多く事シテの事モノ取フ

一ナ条トキの時ハタチハ一筆ハタチハあみアミ也カタ同シ源スルあも同シ一

一以上トキと奉ハサウエり先シマツも簡條カタモリ多くかく奥カタハ以上トキと書スルまう

一ヶ条トキの阿ハタチの上トキの内カタなりシテ同シ源スルあも同シ一

一貴人キシム在アリ状シテ又ハ同シ源スルあくハ真マサニニ書スルベートと同シ記スルミ

一書スルハ文字カタハシをやくシテ五ゴ字シテよおくシテたゞシテバは太刀

一猶シテは神ミツメよくシテ御ミツメ太刀タケ一腰イシヨウあづシテ神ミツメよおくシテ也カタ

也カタ御ミツメ太刀タケ一腰イシヨウは神ミツメよおくシテ御ミツメもとのせシテ

ハ御太刀一腰イシヨウは神ミツメよ書スル世セ上ノ一統イチヨウあれハ世セの風俗カタチよ當シテ

がくシテ此シテれとも狀シテあくハきよシテ一筆啓上イシヨウ仕候シテ以シテ神ミツメよ

半ハあくシテ

一婚禮ヨシハジのシテひ入ハシメテの祝ハシメテ柳ヤシダ柳ヤシダをシテあくシテ同シ源スル又ハ内ナギ義ガル多シ々シテ異シテ

ト書スルアリ今世カタチ有ハ法ハシメテのシテとく成シテ古ハシメテあきシテよあ

いすシテハ目シテ孫ハシメテ柳ヤシダ何シテ荷ハシメテばくシテまきて柳ヤシダの字シテをシテあ

しもシテひ入ハシメテの時シテをシテとシテもシテ替シテるシテあくシテ柳ヤシダ柳ヤシダをシテ内ナギ義ガル

多シ箇カタとシテもシテらシテハ相シテの本シテの箱ハシメテへシテるシテ柳ヤシダハ相シテの葉シテをシテ書スル

べシテれ笑シテ聲シテるシテ又シテ移シテるシテ幣ハシメテ自シテあくシテまくるシテあきシテる

あり不用ハシメテ不シテ近シテ年ハシメテのシテもシテまくるシテあり

一進物カタチの因シテ源スルをシテまくるシテ先シマツ精シラフ達シテおシテ次シマツ魚シテをシテまくるシテ

古法へ是ハ尊氏卿夢憲國師を仰とて禅法又帰
依へ給ひへよりは代く禪宗を崇敬し孫より法ニ
も皆禪法をこのに精達の人多きが故精達者を先と
して目禄又ハ筆墨ノ折を以て是先精達者次々魚
名と次第を定す。

一眼縁タラシ又榜サカナ有書より先精達者をすゝ古法の大館書
札称傳抄タガハシ云考ハ先精達者榜を去之近代ハ布了
さうのちをすすめて榜を書シルス時代の近代也

一目縁と云ふ目ハ名と同義ある字之名をあらずと云て
ゆくろくとよむく目縁と云ハめて榜の名目を書シルス縁

云うちの
書たの姓名あれどよいハ達ねの不く乃名をまく不
六月十日あづかの
ちりそりゆげとき
鉛タケあれハ中略同
十六日亥夜タクメの内より
ゆか夜タクメれハ今
ゆきタクメことま
てりみ 勅使
藏人侍従宗基
ちくろく持そ
ゆう大夫御印
萬シテ白きゆが
うけをふ

書たの姓名あれどよいハ達ねの不く乃名をまく不
アの品あり目禄お残チウモシ文此ニ云目禄とハ太刀馬を
書するを云注文とハ一ノ文をとて榜有惠多かと云うと
ソノ折紙とハ手足万疋と書くるを云併せも紙ハ二枚重疊
目縁とお残ハ横ヨコ又お波文ハ堅紙ヒダリと書く武新書
れ篇ヨコ又お残目縁波文より裏列ヨコと云出れ大方又云
お紙ヨコと波文と目縁いとくう遠有すれお残ヨコハ手足万疋
標シテをやか波文とハ一ノ文を書く不何乞こと波文を波文とヤレ
目縁と云ハば太刀一腰内馬一疋あど認めをすれ料残ヨコハ引合
たる爲シテ

一 圓錠文お紙とす料紙一束を用ひ古法細川
辰の家ばかり一枚又認れしを率て少しあよし。今時、
男ハ一枚を用女ハ二枚を用く云人あり男女の事あきま
一 古ハお紙のまん中より足万疋あるもう出て人を一束
今ハ金子より足万疋或ひ有代何疋替代何疋とままで何
疋の上の方より金子を折りそすり世よとまゆる古ハ
金子より多目斗多くこれかく何疋と年を付て別よ
る因をハ差しきりの金子のお紙より足万疋ある
事で金子をハ別に包て差しゆるよろーカリ。

一 今時貴人より下奉ハ堅圓錠を用下奉り貴人食の模

圓錠を用ひては既往古ハ堅圓錠模圓錠とす名目
ありあもじまめく太刀馬の圓錠より足万疋ある
折紙ハ程より是裏をあくの法又ハ横より折す堅代
を用ひて貴殿は據て堅模の差別古法ハあきまへ
一 今時貴人として切紙よりは古の小文より出るる
小文の事
ちよれき手筒ミタクとすもあやんと云へばくわい
とよみと又あむまつてと云ふと云達イニナカある處シテ一
紙とづるるは舊紀より多事と云ふと云書狀の事
一 書狀は人の名を カタニマウシ 茅民シマウシと書くをうやまの禮とす
古ハあきまへ近代のち御りと云ふ古ハ貴人の名ハ一向苗族

キハ不書生汝サテ御ま人ハ苗氏キニ二字共ヨキモ一碑の文言脇身ホモトウヤマシ礼ハ何リノ事札の法ス人ノ名號セレモトバ一行メ純ヤニ紙ヨモ二行メの上ニ川ト書キ細川ト云苗氏モテヨモ切て書、額をシムモノ故リム今ミ上書ヨモヨモ人ノ苗氏モ切て一家をナシム者有モモ背きモノトニキレアリモニ又カキ(毛)モ時ハ我苗氏モ片阿良モ書ケモ一もナシノ事ナハ世ヒ一統法式の如若ナシムバ改ム。是既アキナ世モ隨て去ヘテ古法ハめ時モ何ニシトシニシハ創ヌキ矣。

一書状の宛^{アテト吉}アタ人の名を莫ヨハヌモセフク墨

書くをテやまとモル也古法之武難書札篇^{シテ}宛^{アタ}墨
前^{シテ}文字細ハ貴貌^{ヒヨウ}ヘモ目^{シテ}アサ^シ又云苗氏モ署^{シテ}官外
また人^{シテ}は中^{シテ}ま^シ一院^{シテ}の貴貌^{ヒヨウ}中署^{シテ}加^シ名^{アシテ}不^シ
墨^{シテ}す^シ小字^{シテ}也^シ古法^{シテ}此^{シテ}トナヒ^{シテ}人^{シテ}の
名^{シテ}ナキ^{シテ}我^{シテ}名^{シテ}ハ小^シ也^シアサ^シム^{シテ}名^{アシテ}ト^シシ^シハ甚^シ
而^{シテ}アレ^{シテ}古法^{シテ}此^{シテ}ト^シ人^{シテ}の名^{シテ}小^シ人^{シテ}は中^{シテ}大^シも^シ
是非^{シテ}アレ^{シテ}古法^{シテ}此^{シテ}ト^シ人^{シテ}の名^{シテ}小^シ人^{シテ}は中^{シテ}大^シも^シ
矣^{シテ}も^シ矣^{シテ}人^{シテ}の名^{シテ}墨^{シテ}て何^{シテ}シカ^{シテ}ズ^{シテ}モ^シ也^シ
墨^{シテ}て^{シテ}又^{シテ}大^シ人^{シテ}あ^{シテ}シ^シハ將^{シテ}ある心^{シテ}アリ)

一書れの事コラシナ_ナハ名と云ふ弘安礼節モト所と
何より同し事之宛所は貴人の名をあくままで名を記
すて世人の信號の所の名を書く事モトとハ一章廢モト
一章よ徑アシあつて一章廢モトとおく事を云ふ公家あらず
とも武家モトても多くの侯モトの名をかへハ主人の宦
名を書くより一限アシやきひより後アシ勿福モトハ名を記
あざれの人モト中モトと大字モトかし小字モトをハ人モト中
の肩モト小字モト

一合志ガツチと云ハ人の方より箇条モトを以て相後モトすて
承モトびよ合志モトをなと因心モトうるモトテ象モトよハ占モトを わけて

一書モトを合志モトと云は狀モトあぐよ是モトうつま合志モトの常の
初モト書モトひはくと云ふを合志モトをと云ふをより中モトと
一書モトの端モトは覽モトと云古モトハせらる也モト 今世モトの何モトの文モトも
一二三モトの字モトをちモト試モト筆モトと書モトくと本モトの文モトの書モトトモトと
是モトハ米モト錢モトを記モト候モトがく用モト於モト字モトと書モトくと細モトハ一二三
と書モトそハ文字モトの形モトを記モト候モトやもきみうつま書モトの字モトを用
ひてモト水モトぬ形モトを書モトく又モト水モトたとえをある者モトの字
と二モトの字モトと書モトくの字モトと直モトも書モトくあり前モト左モト籍
と直モトさかモトと書モトくも何モトく又モト十モトの字モトを拾モトの字モトを書モト
ことモト十八モト千モトの字モトと書モトくと前モト拾モトの字モトを用モトく唐土モトと書モト

一二三四五六七八九百千の字を壹貳叁肆伍陸柒捌玖拾陌阡と書ひやうる所も未だ多う數多く記述する所多々ことど常の書狀用紙記録書き籍あらずと云ふ事は捨て置き

一古き状の文言は何いは半句に花と有るをいふさんと人ありヨリシテ以年をバキシヒムシテ以花をさむひきとよむ金ト又神より依てぬともよじ

一佛事ある時香の代ねを香奠とも香典とも云けと古典の字を用ひをトヨと云典の字ハおざつとすみてねを買取る者もれハ香典と云けぞ香の代ねと云ふ者も多

真の字ハあつれど舊字も代物の心か

進物の目録あらゆ酒の名を諸向と書く人ありを称す
書くまゝさゆの酒を作り米を重ね能満をあげて
作るを能白と云さること能もあげもと作りを序白とす
ゆ或人から仕事の能もあげもと作りを序白とす
之ゆき本の目録あらゆ書づくし又其の酒ま
又天秤一筋ゆる一筋あらぐ書へ

一古き書れの案文は草花賜給は税署と云ふと云ふ言あり税署と云ふ古の状は多税の字ハ孰の字の用遠

也、祝も物もシウどよむ同音の字あり能用し。古ハ文多の
吟咏もあり用ひるるいふも、不孰若トハ物より物より、シラモシ
カク愛も。也、祝祭ハ施恩の事也。古より花飾を
書シテべきを遇。藏とうき物験ブツサクと書きをね窓チムラカと書シヨク。神
と書きを墨物赤と書き。琳興ヒキヤウと書きを以真マジと書き
案内シナリとお届シタマを案内と書。嗚呼、書人也。尾龍テイリョウとゆ
新ひ嘗て手の竹使チヅメもあり。おもあへ一暮れ。

今世をやる書札の法、フガ我流也。太閤秀吉公の家臣も我
又左衛門流義也。久保五兵衛と云人。其流をうけほぞと
並シテす。京都將軍時代の古法と大に違つた。

多くされをとハ世の中の法とあら、古法ハ古法新法ハ新法
異へ。或え世の中ふ宵ハシタ半ハミあれ世の風俗を變へ取りそ
定めを天子の人々守マサニシ。又ハ天子將軍マサニシあらざ
てハハシタ。——我あらざりの力ふ不及。

一、關字の字シテ關カジめと書き。書札條シテ出の關カジの字シテ
序シテ下シテ關カジめと書き。書シテは廉カド也。廉カドも字シテ下シテに字シテ
字シテの字シテ關カジて字シテ。其人の名シテ又書シテは字シテ。
云々、書シテは字シテ。間シテをあいて書シテを云々

一申狀モウシと云ハ訴訟フミカの事也。まづ申狀フジカと云

日安とも云々相論の所あくま出まし

一 初巻状と云ハ申狀のおもむきを約束して此傳あるとお傳の
相手を石山へ移する時申狀は不審の後如何の間案
書付を御見是を初問狀と云け初問狀を以て要約多う
可キ返巻を生じて初巻状と初陳狀ともを抱えられ
二問狀二巻狀二問狀三巻狀まづひよ御毛文吉調掛ハ武賴
まれ翁也あ

一 紙よ包ひうきぬよ上よ世名數本をちくす古ハあくまゆ
まく紙よ包むねハ西端紙の外一ナメ出でてそれとされる
様よほむく紙のけもくハお込金ノ用紙よもき品數が

まくまく見るの見ゆしゃれハ包紙よハ乞ふ數本をも書よ可
及半之葉の數名香との較せて紙の内よ包うてか
より食茶の不えする抱えふる事も

一 太刀馬の見深も東の所ち見深よ多ねる由來かにて
表書よ西面の早あく書て見深を返すす等度院
殿に代り始むと云況あり又伊勢守殿流よ、以エヨドを
かげも返もと云況あり何せも赤色ちみきより、見深を以て
披拂する者同様を返すすあると更にいふと別紙よお
て事多く是ハ太刀馬のう限ぬるよされ禮節よ云お詫の
さんあひゆのめすす思はれさんあひゆハ見深と達のあ矣
お遠く合意の如き

附折紙料千疋清取ア外件

年号月日

名字友

實名判

何う一殿

一 進物の魚紙と稱進物の國紙と稱進物を初まで一卷
條々まことあてらす紙へもよどり物^{紙進物}のるくとく進上とす
不見及也昆布がくもゆき者あくわふあくわのすは
稱進物の於出そひひやる事も
名起もすま一卷は進上り先又常よりこくしよハ稱進物
をひく一卷ハ稱進物を一番は可調^{トガ}又云お稱進美物^{トガ}
の御^{ミタク}之本商方ヨハ一番は稱進物を調ひ他家より美物を
一番は調ひ

一 愚と多きをねの時ハ多きを先よ書へ一書れ候くよ云多き奥物
ハうこには時多きを先調りう

一 進物の國紙の料紙^{カヤニラ子}人より下書へ^{下書}ハ太たうたん^ト大引合
あくを用ひるく^ト革より貴人へあらハ小たらだん^ト小引合
あく役用^ト古のれに今ハや掌より^ト人へあくよ太たら
だん^トを用ひるくもす過うれ候あきとも世と直往^トあ

一 今時進物^ト多き目添^トが候國紙と云名を三毛國紙ハ太刀
馬の首よ要脚^ト股^ト連^トの紙を書列^トすと云別檢國紙^ト
太刀馬^ト老^ト魚の様^ト書き書か^トるを云古ハ此^トを國紙
別檢國紙と云名目^ト太刀馬^ト書か^トも何れとも云

別段あると云名目があ

本記抄云折茂
馬代道ハ一足
一斗六升也
やくはれの代
もあはれの代
トマサハ代

一 國源は馬代書事萬枚書事より國録は馬代と書ひ
不及見ゆ一足の下毛筆を寫代りて調ひ毎の後よは
要脚書らるるてこそも代いの程り謳る後但キモテ五郎
ロ云く古ハ一足の下毛筆をもれども代何種とも有
アレ大刀一柄要脚何を足と書すハアリ馬代何種と
ハ不文也貞丈云今ハまう馬代を用ひシ馬一足の側
ニ馬代白銀十枚あると書く殿中一献上も右のめくよ
ニ度今改めシ給也とモ意焉を以て是も國源は馬代一
足とぞう出毛前まへテ毛付せざるハ馬代を用ひ
延

故之折馬代銀あるべく包紙は代銀何枚と出アリ
あふ古馬代残何枚と木札を付て於此馬代貰數乃
半ハ追加乃郭ヨ紀也

一 壓書のすあれ多々云存かを書て左引下る壓よお
をくわく武難書札篇より壓書之章

壓書

安永大衛門尉宗行申

備中國鷹莊主事玉致訖私ノ北等者致義為
子細猶申被壓書文件

永正六年五月日

一 遇書とハ通う多形のすこ武難書札篇より压書折のす

雜記九

三

從大坂至江州。相越人數百人馬荷物十五

貞文云是ハ私

奉行ヨリ出ス過

書ナリ領内ノ過

書ナシ

上下を以テ多々煩て勤過也。仍件

永正十六

五月六日

貞船 細川後景

城州

攝州

私ニテハメ時
折紙ミテお調

諸役所中

伊勢國ト向州人荷物者ニ輿幸丁馬武延

徳閑波上下多々煩て勤過也。所レ作ト也

仍下知件

明應三年五月八日

貞文云ヨリ公
方ノ奉行ヨリ
出ル過書ナリ

阿州

散位三善朝臣
前丹波守平朝臣

まれ多く云ひ次第初之名刺を因リトマハ不孝也。裏書
書之一行二ト。他ノ事ノ自余の過書アラム。

一位署書と云ハ官位ある人官と傳ヒ姓と名前まである
ほしめのを云。署のふ字ハあたリト。もしくはアタガキ。を
もくもと署の字ハ土を四めばりく。夏の暑氣。寒の暑の
字ハ土を日の暑氣。似る字あるが如き。遺ヘテハ兩位署
の事。根はハサモ。法式あり。位を上ま事を下下す。官を
書く事も。官を上まして下下す。位を書く事も。下下す。

官ハ高く位ひくきと又位ハ多く官ハひくきと又官と位
同やどりて高やあきとの事お名を法或が実ありまほ
ハ職系抄のまよひり又拾芥抄と云ふもありゆれとも
兩書も少あやより近年四辻寧相の家入金井安東の
深義かといふ者らるるの故実す萬人すも位署の法
式の書を作りしももを位署難儀私考と名はく所
書之位署書をせむす書をそよて至るのれ實あれども
武家より官位あり今之家の故実の事す書く爲せん
うあらう書て有り法式をよりは傳へてあべきあり
○位署を書へきよハ官位相面と不ふれとを先能化使

て可書也官位あらハ官と位の位號を云官の役位之位の
たゞ太政大臣ハ正一位又從一位也左大臣右大臣ハ三位又ハ從二位を定
ありをああとく官位の相面ハ令と云ふの内乃官位令といひ教了
きりそ阿リ是を云て一職系抄 柏位と官をつめくと兼守
行の三字を書かぬ何と官と位と相面へるハ官を上する
て位を下す事もたゞハ中納言從三位をく書中納言ハ從三位
官と位あらせざるハ位を上するを官を下す事く不お齒の内
位すく及ひくタれハ行の字を書かぬしたゞハ正二位行大
納言大納言ハ正三位大納言ハ正三位又正二位
守の字を書かぬしたゞハ從四位上字治教卿あく書
あり 位をく官をく不お齒あり

字を書か爲したとハ中納言兼彈正平治之位あくやせ
は外書法ありむつうき像は簡條より兼字がもの
あきよ、うち祀えはかの事類は只家有候の人主すも爲
オモムヘト仍墨

一書状は何と作と書多作の字ハ少くやまと便り御の字
ア後スと書多作と云多用する事とハア心
ぬいとの多きとておひゆ者とあく書ヒツシキハウタシルアリ目入ふ人の心を仰ひ
くあをうやうの心
さればまひあり

一符狀と云ハ披露狀の事と是人合意多狀をもすその
家人へ送てするが符狀と云は但文書を次に記す

一披露狀 家狀 充狀

書多

能狀と云各差別あり左のみ

○披露狀ハ貴人合意多の將あり故多合狀を爲す披
露多類も狀を云ふある越室類は披露り又ハてれ故に敷
不作ゆあくも多く多く家私ハ多く人の名を書之披露狀
の家名のよハ追上とも僅上とも不書多之古き葉文も詳上
これハ書井武類也又は家名の多く人には中あく器多
あり○充狀と云ハ書孔法或抜革ニ云充狀の事披露狀
多直多狀多ひ有て様多様を存せど文神披露狀の
ゆくよて或人へ拂中多直多也くヤ次の卷より服
を拂くくじ色多充狀と云又曰狀と云号、レハ披露狀

より扱うやまと御。○内状右の宛所の事とを云ふ。

○本狀と云ハ書れ事と云つけ狀と云文言、されあて所
内元へ對とももゆる。其の書れの文ととあての内元の名を

ナガラニシテ
内狀状とハ腰文の事と時より隠密の事とヤ若ス時より

一 内狀状とハ腰文の事と時より隠密の事とヤ若ス時より
常の腰文の事と狀を切て縦々せせ割紙を細く裁て縦
して狀の中函を巻き紙を付卷見封する。以上腰文を上
札紙を巻き又表裏をもつたの置文の事とし上紙をひき
紙すりも結の事。

一 お付書とが狀のうちをもて照付をせざる。ト書一卷す
状よハお付書よもと。

一 腰付とハ主人に由中あぐく書をゆふ。

東鑑卷六 文治三年
七月廿日
為仙洞御願爲被
有平家益靈於高
野山被建立大塔
自去五月一日被行
嚴密荷佛事而供
料所以備後國大
田莊加御朱印今
日所被奉寄也云

一 腰付とハ主人に由中あぐく書をゆふ。

一 證文の字をも形をも云う腰文は必ず上紙
とづかああうる。時の字よ蓋を付してある。とある
とくされい字の字をもどとまじこか。どとの字の形をあ
げてある。あ盤卷字よ手写とての字の形をあすを
えし字も下あき附の丸よ墨を付しておすを丸刻と云
うの字の形をねりとむを

越後守キセウノミコト

一 善列キマツタタを付スルと云ハ出陣の前よ法力より其あつまる軍勢の名を幡面ハサカとあるを云々軍勢の列ハタシふあくる人の名を書故善シマツもとから着ハシマツのつきのたるよりじ遠方ヨリより裏元ヒシラモリへりきハシマツる。軍陳ヨロヅサムシす義ミサ。

一 襟上ハナミ書ミテは射アキがめアキガメをらずアズラズ宗立大双紙モダニダウ進上アゲマサの種ヒメ射アキがめアキガメ不ナシるナシ進上アゲマサ不ナシ時コトハ射アキがめアキガメに因ツノ書シハシムは射アキがめアキガメ長くハシマツりおアキや事ハシマツ一ヒナツモノハシマツ時クニハ

一 脇ハラ付スルと云ハシマツを説アツムるアツムと云ハシマツの脣上ハナミをすと云ハシマツな状ムカシの時ハコシマツの事ハシマツ進上アゲマサと書シハシム、財カネ脇ハラ付スルと云ハシマツ逢ハシマツ説アツムあごハシマツせば

す言ヒトシあるか本ヒトシ書シハシム也道上アゲマサ行取ウヂハシマツ脣上ハナミ追取タマハシマツと書シハシム、脣付ハラハシマツ付スルと云ハシマツ也

一 片ハタケの脇ハラ人ヒトは中ミとすと先ハシマツの亭マツシタと云ハシマツ石イシもと人ヒトの手ハタケは状シマツをきシマツと被ハシマツひきハシマツのむ心ハツコウありアリ年イリとそくハシマツの状シマツを無ナシいもと云ハシマツ是オハシマツあらへるアラヘルるアラヘルるアラヘルるアラヘルもとあるを云ハシマツ

一 脣家ハラタカあぐアキ毛モ状シマツの脇ハラ玉ヒコ麻シヤウカト又シヤウカ麻シヤウカトあぐアキ毛モすと云ハシマツの状シマツを先ハシマツ人の床ヨガ下モトへきシマツ心ハタハタこ床ヨガの机フクエと学ヒツク文モト財カネうて居ハシマツ基ヨガ玉ヒコの字シマツを付スルの床ヨガをわハシマツするハシマツひこと云ハシマツても^{ハシマツ}ある。床ヨガと云ハシマツ心ハタハタこ榻トウカ下モト又シヤウカ玉ヒコ榻トウカ下モトひハシマツの榻トウカの字シマツも床ヨガの字シマツと同シマツ心ハタハタとあるし時の字シマツを有スル者ハシマツこれハシマツ下モト案シカト

あくへ云も机案二字ちよほく元と云ふは狀をほくえ乃
りと本モひと窓トシ云も窓ハ家の窓と窓モ免
學文も人のまどのゆくは狀をきまじこ是トと云ハ先の
人のあいのもとは狀をもくじルトと云ハ机ヤモ因

一女房のちよ書の立石花行松を以て真順記云伊勢六所
の元益を松とい上を拂へて下不因シテハ花行松を拂
り松葉シダ立石松とい上不因シテ下を拂へて立石山水
の立石のめい是皆もくづき又小筋書にて二行拂へて
書くも柳り立石花行松の事又或ある鳴行松を云
あり是ハ行の頭を立石立石の厚のつまう先形の御毛毛
ヘ

○小筋書

○藤花様

○立石様

○鷹行様

一返すの状を回鯉回魚回鱗カイリカイヨウカイレンあくへ云車ハ唐かそを考アラタニ
の國の王コウセイ勾踐コウゼンと云人あり吳の國の五夫差ツサと云人越カシマ
國カニンをうちひそく勾踐コウゼンをとめて寧處ノハシおもてにめをすく勾踐
の家臣カミン范蠡バンレイと云人魚羹ウツクと身フを爲スルして寧處ノハシの養人
す裂ひて鯉を一々勾踐コウゼンをあくやけすを鯉の腹の中ノハシ軍ソル
ばのうすをすくする魚状あり勾踐コウゼンを狀の趣ノシマツをつるす
吳の國カニンをあくばアカバ奉國ボウコウをとらうへてくるすあくへや

唐文の書は見へうりその中來きて鯉の字を狀の字は書
也魚の字鯉の字もそれとせし用る。圓はうすくもじま
返の字で圓。圓鯉以下返狀とつむ心。

一 圓章とひな返狀之章、文章あり

一 衣袴閣下と書く。衣の如家のころとて袴の如家
袴の子ニ閣ハ二階修の門也山門と云ぬ。如家之門一
状を書と云ひて衣袴閣下と書く。又侍者に中とさす
侍者和尚の字も下有り出家をきこして云々

一 重慶の字は征矢をもて追あむもるの目録は日本征矢
と一行はほりて書を真數は書ふ不及征矢ハ必般ヨビラます

されど目録は巻をハ書ふ不及也京都將軍徳大名成の
御進上の國跡の古案のゆー

一 三二張人よ進下附の目録はハう二張と書く。次に一張と
書く次は又張替一張と書。一、二張の字を引と云ひ換え二張
ヨク書ふを屢々レバ字を引とハ敵は對アリて字を引するが
を引と云ふをもる者もあらず。二張の字
心うらうもとが細すもあひかう

一 三家方への書狀の宛て何は房又代と云ひ坊と書ふ出
家のあをと房と云ひ坊と同。三房の字も房と云ふ
坊と云ふを武難書札等の坊の字昔ハ大略房の字也
近代坊と書ふハ遠く近代と云ひ山殿などの時代の道

代也房の字ハ イエ 子ヤ あくまむじ字も家のるむ坊のま

マキ あくまむじ字も家のるむ用りあくまむ故選

一書狀の字を序書とひ返狀を圓形あるを云ひ唐か漢の代
の蘇武と云者胡國と云ひれ西漢の是ニテ文書の使て
故得一送一故有ありよりて雁書四局ある云

一多處の古事記時々硯の水入は酒を入筆にて古よりある
後醍醐天皇年中行事の内正月十一日縣名除日の事云
あさかーの除日は法閑 砚のみよろとすを酒を入るこやう
の国司の官を任せらるゝ

さドのあくま酒ハ室中よこやうあるまするそれより酒

を用ひ之又胡椒を水に入薬一此一其多き役せんべ

其水を入れよ一辛き味ハ温熱あるゆ

鑑裏抄云双魚
鉢ヲ中ニ書アリ端
二書アリ如何勅撰
等ノ秋草紙ハ皆
端書大和物語
伊勢物語等物語
物語ハ二書(是冷
て記其外ハ無沙汰
次又於經天台宗
ニ山門ハ多分中書
寺門ハ必鑄二書
ノト云々
右說ハ三藐院殿
リモ前ノ事ナリ山門
人比叡山也等門ハ
寺門也

あくま自案の如傍もそれより多ひて中よおずきよまつて算れ

と書 小村季吟の記を見たり 李吟は秀学者も儒者の源流
總括徒然草の文脈が代筆のゆゑ外
か云の抄本をもひもー若すらあり

太平記卷三三人僧
侍閑東下向ノ条ニ
五忠田坊ヲ駁問セシ
トス此僧正天性應
病入ニテイマダ責半
ル先ニ主上山門ヲ御
カタラヒ有シ事大塔
官ノ御アルビ俊基
ノ隠謀ナド有ミア
ラス事マテモ幾ル所ヤ
タ白狀一卷ヲセテナリ
○東鑑卷卅三云可被空
卷六云々

ヤキ一ノ書付の状を之向ハ既而の向を隠モ本をあ
らハモセシ白狀のゆゑ今ハ口書モ云 又云白の字マウストモジ
一急狀と云ハ今時あやまり後又と云わのうて秋毫ノ紛れ無
足と云うをもて人よきもあく急狀を施リシノリズ
物語よりえりうと付の人乃何了人の不直あるのみせりそ
まくねてよりたるの事本を仕立シくは不調達の限也免
レサレヒと云甚るゆきたぬがやうきこと云ハ昂ち其狀を

二ノ著心集卷三

六十九號

意がま事を難す
のゆゑつづけ
西東南北四隅
と云是ハ極門を大
臣公事よりある
まう多くある
一前鳥伏をさて
必入(ほんじゆ)
至もろも禁松ね
主を怠けぬあり

著心集卷三

六十九號

信奉と云奉事ノ
一色索懲狀と云ハ人の極くるわき無理所せし
取手をもよ無理なれば、狀を書きておき、歸平
塗衰記は、出院農活還泊の余人の事で此抜きひのがよその一とす
人をもどしてよりお詫の文をせんと仕書きひを奉
狀すと仰りと同の人の詫よむりあひがゆうと云へず者
もすと多理懲狀あり あひがゆうむりあり

一公帖と云ハ五山流_同御瀧流の宿官経昇る時公方家の
許狀之首ノリ以上は授サクる是又室町より始る例あり
禅家ノ私ノ官也

一ホ渡と云ハ氣り所を辨領する人に主地税を引渡す

トヨヒトノ後段の狀あり古き素文左の事

お渡

陸奥國岩城郡中平窪上田產四段入道既支

右彼所ち飯野八幡宮涉寄進狀ニ有伊賀主殿奉

盛光代官お渡ニ早仍渡狀件

承永四年七月廿七日

奥州岩城

生羽守親胤 別

一引付ニ云ハ何ぞ奉者より附焉納目記ニ書ル函を之
後ニ云日記ヲ先例考るたりの事西ノ引付との様
ニ書寫付スルモノ也

一上本と云ふ狀の宛ての人の名字の上本或ハ得ニ上本を

私書札第三

三巡上ニ二巡上

三二巡上

僅上或ハ追手事ニ奉之追上体勢す後あづま
進上ハ止色道ニ上ハ中ニ僅上ハ空處ニ進上ハ止事も無
道ニ六等事業よりモサ駆けニ僅上ハ止事も無
より上所多ニ貴人ハ多家人方(接觸狀ニモ)而貴
人止多れ事人の多事事も無)

一書今信とある之件の事何モ一書とお思ひ又一書とおもひと
義もとらん當時何モ一書とお思ひ又一書とおもひと
の指すヤ人モおもひそれハ大は相智(相智)事也(細川幽斎書
イツヒツ
一筆と相智事ハシテガハ矣よ承あ(ギリカナリ)而石井
ヨリモつやう秀才てをすけて筆と用のお調子を

りをあへておも状よもよへ一章とみゆるへとすを除
くすりやけりとちく 細川直高（細川直高）あれお今世（今世）きよきよある
状よハ丈一章全體上ひとすり半面（半面）あり水（水）あり
物をよすて一章の出行事全般仕あらうと中かひま
皆近代の宣也書れの古葉急便ある状よ一章を破
とつ文言著（著）あ一鞍馬天狗と云猿樂の體よ一章
会稽（会稽）と云歎（歎）と見すいと歎（歎）かうす一花集（花集）を嘆
も殊々す散り始め近實（近實）と題ふすの心あら者
信あくとも本筋（本筋）と云浦りへきよちこせば
よき哉たゞ一章のとて送りするひと あらの事せよ
とく合ひたゞ

一 古き極齋状の案文はほの旨意得に表ひて復あ
は意とひ向の方の奏者の意をひこ奏あう宣委扱了
思ふあきよとひ奏志の意をば方（方）よし 今世の介公意
はりそくよとひ本狀の文言を後てなほつきく又人のまとう賄（賄）を
手を賄（賄）とぬき賄下（下）と云へまきと應ふ意とひあやうりあ
一 今世尙可の世俗の状の文言はあくとく才のゆくはげの字
をかく事あへにきりはひ是も跡遠（跡遠）の失正
あくとく新ひ皆我事へ又多様とひ才人の身の上をかひ
まわすあくとくいも見る事とてはまかんあくといれの對
してまぶの抱と事上の抱と合せると今世上一統よ其
而てうるゝ詞を以て通用すれば既（既）と云道だといふ

かへり道理を知り、れども世間のあはれよもくす
一時多きより、釋氏要覽云、陈重修云、あひて、但合掌、俯首
示教へ云々、宣胤卿記云、永正十六年、條中御門殿に
文書久不や、通恐朕は御勇健に、武略重いに、敵向
ちへひまゆめせり。

一 京都將軍時代武家の書れり禮ハ弘安礼節をやう
して用するべ状の止所の御弘安礼節と七段あり。一
某頬首誠恐僅言某ノ不名ニヨ某誠恐僅言ニヨ恐惶
僅言四、恐惶僅言五、恐惶僅言六、恐惶僅言七、之狀也。一
上文と云す文の上書とあるものけらるの日記右大將道綱の母の日記あり、月

はのゆものゆとありとひゆるはうつゆ心からうきく
てうむまよあひうとうりをひつお行ひ凡器上下又ハ
ゲキとす云う伊勢物語ようひうきとむさし行くと
かれてとあきばうもうきとひくとくとくとくと

一 肩書カタガキシタガキト書とひゆる玉章紙は折云、肩書ト書の事
肩書細字より、裳翫の事、ト書ハ道上、肩書上、ト書
をひゆる、貴人エキトサハ、礼也ト書トハ、道上、肩書上ノトニ、官名ヲ書フ云道
上、六上、肩書上ハト等二用テ
肩書下書ル左

二條殿

人ヒト津中

たゞハ此ニ條ハ居不の名もめ細字

雜記九

進上 何宦殿

進上ハ僅より上へ及達上僅より下

僅上 何宦殿

は向の人の宦名を書くを左書と云

一 我返書の事を傳報貴人報あく脇よ事の我うるふ
ひの字その字するいづらもどすよりみは用あひ。

本あれ改らず不及く考れど、一世上一統す

真丈云其人からむあり返書ハ古のく格法を改て私より
相善僅否あるとかきれこれハ真丈の筆とく式のあり

或人間て云辭引出物あくよ如ひ刀のこアラモテ目筋
禮に付多事私の事法式う有真丈著て云古法無
至故ハ刀のこアラ、周貫アリム、うち外の奥ども別
取らず、こすみゆつめ餘失のちせもゆか一ツ

周辺より事もあらず、左刀よりも刀よりもこ
らの具もあつての事、其左刀もあらず筋も付てな
ら、右筋失むる事も多々ねり、又は周辺を作り
書記は不及け故古代ハ物す大変うそ多きに今世
々お車、車、車、車、あち入はやかの事ハ多きにゆゑ
刀の旅具の周辺事私の方流は無き

一

若筆の事

云明衛往来

筆仍古筆非暇追可注申候、又今川了後の筆
一 難を平記は今年中とありてひのかよ申御處あ
る時、右掌右付思の外の方よ草曲ち旨手の事の筆

強は興也。さへちて所事は古筆である。ハシテ、うるわふるを
ひそむよやけて書もじりよほん古筆とて右のくわす筆
をねう筆とて古筆^元とすむに近世の書役の筆を古筆
と云。古筆と書は非く古筆と書をふとす。又云
東鑑云治承四年四月廿二日、康清歸治^{頼朝ナリ}、武衛遣委
細御書被感仰^セ、康信之功大和判官邦道古筆^ス
被加御書^{アシテ}。又同六年五月十日伏見冠者藤
原廣綱始參武御是古筆也。とねうけり。而も
古筆^{アシテ}。

一 安堵と云ふ人より引ひてをあつた所の名何方

より何方とも田島城町篠段城守と限らず記す
書わたり安ハ重く堵ハ垣^スの如^ク不のむンシ方
ドリ何方とも垣^スの如^ク不のむノ記もあ安堵と
云々俗語^ス心の音はきこゆを安堵^スと云ふと
君の安堵の傳文をねう筆と云。君の音
はまゝまづかくし様^スの詳本と云。傳^{ウタ}は相違あらず。君
自身の状あ爲^スおもひびきればと云。本領年を遠^ス
と云。自身の状^ス右のあ然の傳文を云。傳^スを^スいふを云
一下馬^スの始洋^スす。左の船の傳文を云。傳^スを^スいふを云
ト馬^スの始洋^スす。左の船の傳文を云。傳^スを^スいふを云

下馬^スの始洋^スす。左の船の傳文を云。傳^スを^スいふを云

雜具運隱東西已被周辺一派若一族等を親衛令營
固中ノト馬橋○因卷三十八云列著官大路中ト馬橋ミ
右ト馬橋と云ハシアリトヤテモトホの名アリトクシ不
ナト馬札ミテルノ既ウナレズトマズトマズトマズト
退凡ト象の卒教駕トアシヒテニ船ノ本船是モた
シテ本宮ノ御行幸御祈寂行
ハ構ナルニ退凡ト象ノ卒教駕ノ銘イタ書タルト同者ケハ
金輪聖王天長地久御願圓滿トヨソ書タント善ケレシ
横川後法橋顯素阿闍梨也善也
後多カ法皇帝モ山ノ時ノ車ナリはちく來モ云退凡ト象
の卒教駕外加リハヤ象用アリハ退凡アリシム山のゆえ
の用也ノの卒教駕アリ退凡トハモノリ也ヘ凡人モ退サセ入セム山
外ニ有ハスアリ輿車よりリノ同モアリの卒教駕ノ御事
院抄ニ西域記を引テ天竺國畫駕山モ
教迦須泥波の時ニク卒教駕至ニモトナリト馬札ハモリト退凡
ト象の卒教駕も象ひて左駕めたら此いはじうち次ノ
たる北洋モ以古より禁裏の海門妙ト馬札寺モトナリ
シバ國史舊記ニト馬札の卒教駕ノ青蓮院殿ア
世ト馬札の音波を傳ヘリトモウニテ左駕モ雪バ
ソノ所ニリギリヒアリト云傳也トモ有マヤウの音波ハ
ソノ所ト何方モ左ト古法モ傳ヘリトモウ
一世ニ西用モト書狀の文言者ノ詞を因モハ今世の風
ト合すマリの様ヌラヨリト何リヤリト漢ホド書也

の羽を交へる耳はもたらすよりはもうせぬ
意得のみ。事はひきとるにあらず。當時學みあり。今
は若ありあり。宣へがむ事。學文の友達をのぞま
てはそれとも。世上表ども公儀むきの者れ。世上一統
の者。いづれは。へいじらば。漢文用ひし入
りあり。又進士の名。唐風の文をよ叶はず
も。は方見え。者。もう。因。もう。世。もう。ひ。も。い。の。文。を。
用へ。鯉を鰐。奥と。鯉を。吳魚。と。鰐。筋。を。松魚。脯
と。鰐。を。明。晦。と。書。の。段。と。一。漢。古。の。文。を。よ。遣
う。も。は。方。の。人。よ。通。じ。さ。へ。そ。れ。を。す。

一 沖下文ハ篠倉紙よ書く。予代於の部よ記也

一
「事多と云ひ。方率の用事の状を乞。公事と。其の用事
と。同。うち。津。倫の訴訟を。乞。と。云。公事と
行。す。と。云。外。事。を。行。る。」
（字）

事の用事。朱
ふ。篠。倉。主。奉
正。唐。國。等。院。内
事。を。取。理。す。第。不
主。理。す。

一 勘合とハ將軍家より琉球す。龍大、唐け三ヶ園に渉
内事よ。は朱。下をわざれし。を勘合と。よ。ト。ト。ト
コト。内事。を。相。ある。俗。よ。と。貞助。難。ね。ら。る。

一 状を封。も。ふ。糊。を。付。る。右。よ。り。何。々。清。少。詔。言
く。枕。草。す。ま。云。遠。き。所。す。思。く。人。の。文。を。ほ。ん。ぐ。
か。ひ。あ。ま。ま。ち。あ。く。心。も。と。あ。う。一。條。院。よ。仕。て
官。女。の。考。一。ち。よ。も。た。か。ひ。え。あ。ま。こ。と。あ。り。

一押紙掛紙のすり古事記押残と云ハ紙を切て何處より書を半
事は紙も張りそらへるを云掛紙と云ひの状とも云ふとも
壹をの上を別の残を包むを云紙の表卷と云

一裏書シラガキのすり古事記表卷と云ふを古事記ハ多字紙の表
物は書カニカヘミ依て表のやみすをたる或い勘定をもき、卷
物の裏の方カニカヘミ書きをひかく

一手引ハンドル状ハンドル人死ヒタツる時今方よりうその返事ハンドルせぬ法ハンドル、猶也ども
返事ハンドルもすりもすれ禮節ハンドルひの文ハンドルと詔書ハンドル
所ハンドル返事ハンドルもすりもすれ禮節ハンドルひの文ハンドルと詔書ハンドル
の事ハンドル月日ハンドルのやハンドル判ハンドルをせずと判
の事ハンドル細字ハンドルもすりと斗ハンドル争ハンドルの事ハンドル、

一周生ハンドルと女ハンドル又爲孫ハンドルのすり京都將軍の事ハンドル
の古事記葉等ハンドル見え近ハンドルの何ハンドルうつて事ハンドルあり
象ハンドルすすめ云女ハンドル房ハンドルのとハンドルすと見而ハ心ゆりて
ゆりてハンドル又以ハンドルいゆりてハンドル今れハンドルとハンドルりてハンドルああし
とハンドル又武難ハンドルされ事ハンドル云通ハンドル可ハンドルは心得ハンドルてハンドル
ゆりてハンドル又以ハンドルいゆりてハンドル今れハンドルとハンドルりてハンドルあるハンドル
とハンドルとハンドル又ハンドル又ハンドルとハンドルとハンドルすハンドル事ハンドルあるハンドル
とハンドルとハンドルとハンドルとハンドルすハンドル事ハンドルあるハンドル

涉歴代の事とちよももとへかへつて男の狀は圓^{カク}に
之狀め件あらう 男の又は圓かともいふ
森也と云ふ者あり

進物類上部

一 七献の引出物と云ハ初獻は馬ニ獻は太刀ヲ獻は禮又
ハ腹巻四獻ニテ御矢五獻是行賜六獻は刀^{さやまき}
七獻は少禮を進むるを云々

一 式の引出物と云ハ本式の引出物と云奉^{スル}をももく古
の七獻の引出物を云々墨役^{モクヤク}の附^{モタケス}の御役^{モタケス}の獻教^{モタケス}
七獻五獻三引出物と秋數^{モツヅ}はて立御^{モリ}又
ハ五品追をもし

一 進物を紙^シ包むお形^{シル}ハ城^{シキ}扇^{シラフ}の職人^{シロジン}のもの
業^{ワサ} 今も京都^{モト}は城^{シキ}扇^{シラフ}
職人^{ワサ}ありも東流^{ヒタチ}あり 庭訓^{モダシ}往來^{モダシ}は城^{シキ}扇^{シラフ}扇^{シラフ}と云
城^{シキ}扇^{シラフ}扇^{シラフ}名^{シラフ}あり^{シラフ} 之^{シテ}城^{シキ}扇^{シラフ}名^{シラフ}大^{シラフ}さ^{シラフ}き^{シラフ}す^{シラフ}者
す^{シラフ}ある^{シラフ} が追^{シラフ}が^{シラフ}も城^{シキ}扇^{シラフ}包^{シラフ}ませ^{シラフ}り あり^{シラフ}れ^{シラフ}を
す^{シラフ}ゆ^{シラフ}を^{シラフ}も^{シラフ}も^{シラフ}色^{シラフ}木^{シラフ}の^{シラフ}花^{シラフ}も^{シラフ}か^{シラフ}い^{シラフ}唐^{シラフ}包^{シラフ}
城^{シキ}扇^{シラフ}も^{シラフ}亦^{シラフ}方^{シラフ}上^{シラフ}包^{シラフ}木^{シラフ}一^{シラフ}唐^{シラフ}包^{シラフ}も^{シラフ}唐^{シラフ}も^{シラフ}
包^{シラフ}も^{シラフ}後^{シラフ}方^{シラフ}上^{シラフ}包^{シラフ}木^{シラフ}一^{シラフ}唐^{シラフ}包^{シラフ}も^{シラフ}唐^{シラフ}も^{シラフ}
朱^{シラフ}青^{シラフ}河^{シラフ}亦^{シラフ}も^{シラフ}唐^{シラフ}包^{シラフ}木^{シラフ}一^{シラフ}唐^{シラフ}包^{シラフ}も^{シラフ}唐^{シラフ}も^{シラフ}
包^{シラフ}も^{シラフ}亦^{シラフ}方^{シラフ}上^{シラフ}包^{シラフ}木^{シラフ}一^{シラフ}唐^{シラフ}包^{シラフ}も^{シラフ}唐^{シラフ}も^{シラフ}
之^{シテ}亦^{シラフ}傳^{シラフ}る折^{シラフ}形^{シラフ}も^{シラフ}さざう^{シラフ}あり^{シラフ}包^{シラフ}結^{シラフ}記^{シラフ}付^{シラフ}まし

毛のものと殊段うをみて形あり

一 逢ねよ乃へを添ひより わくとばくの小波
古ハのりづみひともあ 古ハ大刀と鎧
鞍馬を外まで逢ねよ駕籠炮を添ひるすハ無くされハの
し色とく乃もあへのし炮を逢ねよ添ひハ後勿乃
あへへと曲せりともた刀目添あへよ駕籠炮をもゆ
るあきい古風の残すも。し我あへはてよ駕籠炮
宝形ハ高麗將軍主の鹿丁人太草流の式三獻の
時引後への膳を除、風爐あれハ曲家とも世のあ
まののへ膳を除、風爐あれハ曲家とも世のあ
まののへ膳を除、風爐あれハ曲家とも世のあ
まののへ膳を除、風爐あれハ曲家とも世のあ

時ヨハかの大草流の引口への色形を備角主^ト古ハ
造物ヨハ一 あらび源千郎主 古事記見て効ヘヘ

一 美物逢上と曰記ヨハ益あとい魚子の手本シ

一 逢ねを紙よせて水引とて結事シキねをハ添エア
あはる丸きわのうからかゝ猪モウ、豆豆ハ豆子の方ハ
丸端の方ハ豆子の方ハ豆子結ヘテ武蔵記モヘテ

一 紙よせて毛の上書も豆子の豆子の事 おは書れ
新トあひす毛形の豆子と豆子結記モヘテ

一 進物ヨハ荒物く云ひて卒式精育と云ハ有ハ費
焼して折入て巻之多々魚子を生きて巻スを

何うあとも事れ事く云格者云才や或い格も
十合又ハ五合内様十萬又ハ五荷也又差物トヤハ
一種ニセキハ肩一白身一鯛一お共又ハ十廿九貝蛤
一折様ホヘ又云はおほ様も或ニ又アホと云ハ及
物一種も調ひテ

一 岩考アラマキと云ハ簀奉スミヨシの事アラマキ 宣徳昭祀云承正十九年四月

十七日ノ未鰐蒸考ニテ

一 今世上ニ魚を進物ニモニ簀の魚を云ふ事莫ルニ
簀の魚を云ふ事ニモニハ或む半之切腹も人ニ酒
飲もリ所有の云ふ事ニモタクの事ニ用タ故ニ特飲食
乃教見合ド

一 逢ねハ先ニ御の事人、事半、半を遠慮中テ 薦
あはゞる常まはひ得ヌテ 香取一木、二木
ハ入不透らぬ也んと云一木キハ人続ニテ似テ三燒ハ
牙焼トシテナリ香のわニ切モレヒテモ功リ者
身切モ云ム似テ矢を人ニキモ四筋六筋を忌
む事四ハ死す似テ六ハ生モ似テモハ自ヨウモア
たらぬを云元服の祝ニ切荷の矢を賜ムズ切卓ト
ソクシ男の祝ニシテモハ婚礼の祝ニ猪毛の馬ニシテ
ラキ皮のうラキテラキの無ニシテ海
シテナシ考と云ハ似テ秋ニ毛の行膳アキラタゲハカバギ
用モアキ

と云ふて、ひどいのを思ひ、身も心も如く、のれよ火性の
馬をさばき、て大の字する。わがの色は似てるのを
思ひぬかさぬ装を着ざるく。右何とも旧記もて、
一魚船の追ねよはの前河の後とて海奥の腹の方をへり
向け川魚ハ背の方をへりむけて暴れぬむと云説ゆ
非あり。旧記よりれば、向奥より一つの河の頭を主
人の左へ、腹の方をはり、一向そぞうの筋ハ腹を向ひ
合せニシの所ハ、向前にて一つの背の方を外江へりて
ほし之海川の筋河ハあき事く。他言ふて、海川の筋河
と云。町筋の河かよは川の
とある事例を用ひまつた。

馬代を率事され大方は云々。別者ハ馬代手足アヒテ
一乱以後二百足の筋河も國よりて手足の筋河も
有ミ也。一亂は應仁年中の大乱を云々。北山
殿は代應仁の乱以前ハ、馬代と云ひハ多ニツキモ
少々ハ、此以後三百足もあり。是もハ、れどその事
より一殿中ハ馬代達上ハ、おと度の事は、旧記より
私ノモ折骨生馬代事ナハ、馬代事ナヒ。馬代事ナヒ
一今時付事とて、美金一枚銀五一枚ある事ナヒ。ある
紙を毫メの事ナヒ。すまはすて、金銀をも別金色で、毫

ちゆうを古ハ付基と云すア一要脚何足と多用る
圭一タヒニ殿中も多用あど黙は因すいあくのり
付基と云也後世も出一たるねしまものひよ大判小判小粒
通用ル
まく

一金らん辰子くに己未を折入てモ進む年四紀丁
スアリオトハ檜の板モお上げて造る筆に食器
を入るおの作モ柱と同一大小長短度披ハねシ像と
相應ナリヨリ此より

一進物の小袖一ツナシ二重のア少神の教ニモトニミ
一達地の少神のヤトウノ豊記抄ナシモ袖をそのヤ

とまちに事教能多に附する木漆成ニシテ才五云は練
貫五重袖のちをそぢ五重キ又熱をとぢてだん
キ度がよきこよとよ練黄を墨て残の切目は前ト
あを愈レヒ、叶、日、月、火、水、木、火、水、木、火、
の聲ノシアリ男の方ハ片ウキ女の方ハ徳カギシトモ
キテキシモトニ女房坂実條くニ見シテ
一弓弓矢をとて追あましハ弓ハ重箭シケトウクテモハ必
般モラムトシハ矢矢牛の所モ嚴モトシ一ノ周球の弓張
害れの教ノミ記す

一弦を達地ニモトニ桶入て追まく一桶と云ハサウ

桶ハ檜の木のとげぬことハうぬせぐもんとむらハ我方より渡すくのまほへかを堅板ヨリ張サ一筋

又ハサ一條と書ヘ一宇既我方にて候す

今内大草子云馬

追まゝ執事

足引副と書

見物と書

入馬

一馬を追上又ハ入は候る勅文馬は裸馬を孫て進致

を引添と云

豫金年中行奉

正月季日

馬

一足引輪多て又引添テ一匹ハ裸馬也と又同書と云

泰山者君曰云涉祕藏ノ涉馬法輪置出で回引副合

テ二足引源平盛衰記卷十四二位入遣

馬

志内ひづり小精毛と云馬は見輪多き遠山と云る

引具ト馬玉威の禮甲等具持てけりと云ふ

江十三色の馬を送致文中ニ足引輪を置十一足ハ裸馬

也と云是執使ヲ追あ

十一足ハ引立ト云

一纏頭と云本古キニ書よ見下す纏頭と書ヒラヌ

モノトモむし毛ハヤ寒あり人衣服をぬまてあるふる

衣服を一箇もの頭よりちのけてほうにすがりと縫ひま

とみこを組みあらそりねと替のひもと引出物のキ、縫

縫頭と云ふもさうと事の云々と等革の今も縫ひと云

ノミナヤ案の考もとある

一物一種の腰を用ひきよりあれの都より

源氏の腰

ありしもハ白

さ一きゆこ

さ一きゆこ

細皮は白一色

ハ緋く河内抄には

筋の白い

腰差を防の

足絹の白い

腰差を金幣

足絹の白い

腰差を金幣

筋の白い

ノミナヤ案の考もとある
一太刀と馬を追ふもの東邊より毎年正月の焼飯より

紀云 寛仁元年 廿八日壬戌或人云夜郎攝政殿令參
大殿給オホトク于時傍シテ店ヤシ合申太政大臣宣旨給之後有奉出

物御隨身奉賜腰指云 又 寛仁二年 一月甲午參大殿

内御書始可有尚侍殿ヨウジ田畠タケダ小舍人於便所觀益之

後腰挾足コレガタ○兵範紀云仁平二年十一月十五日乙巳天晴

三位中將殿令申御慶賀於所し給畠此間隨身賜腰差カツラ有生二足番長二人元近衛四人等コトニサマーナ各一足燒行之廳官分給之

挾ハサフの字ハサフをす

一太刀と馬を追ふもの東邊より毎年正月の焼飯より

ノミナヤ案の考もとある
一太刀と馬を追ふもの東邊より毎年正月の焼飯より

東鑑云文治三年正月十二日二品若君御行始也入御于八田右兵衛尉知家南御門守千葉太郎役御歎等又云文治四年正月上添从献燒飯相副馬五疋一品出御南面然別具持參銀作飯云

日暮へあり此事簾倉の代よりも後考よりあまく
ありテ又武家よりはげりあよわすらかよりゆり踏
鏡本ム永四年のム九月のム魚ウニの日
野山庄へ一院町院大官、院中章ありせよあそびよら
きほくするあらうの手こゝ手のひさしと螺旋のひ基
うちをめもれぬかどのすとひく院のひもひ小ち衣は
奥夜のはまよ向は左刀は馬二足ツメあや真被ふ
とまと二階ツカイてられては双紙箱は硯の世セとアモシ

二階とハ二階層
トシニニモナホ
ミノ。棚の事

あみの居間

一紅向水引毛と白糸も緒事コウお白の毛シロ毛シロ定め

死もとよ経たまふ。以てよ向を左す。がむすべ
向ハ五毛の年も。左ハ陽も貴き方あれハ向を左す
あす

一
水紙事カリカニ
注文の
酒の瓶を多く文明用記メイ
十三年二月十七日
云

御方席所は能く貴殿より進上す折紙用白筆
内折三合六寸 稚五鮒生成一折鱈一疋
穂五筋二ヶ所す

卷之三

一千鯛進物の事古來あり乃^ハタニモ也御^ハセラリ不
謂^{ヒタク} 鯛箱^ハ入^シレ^シテ^シヨリ^メア^リ也宣^ハ亂^ハ御^ハ記^ム文^ニ
年^ハ追^シ物^を衛門^之郎^平鯛五枚^又長享^ニ年^ハ新^シ方^ノ

剪丈雖紀卷之九

